

第二十六回国会
衆議院

社会労働委員會議録第三十六号

昭和三十三年四月十日(水曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長代理理事 大坪 保雄君

理事大橋 武夫君 理事野澤 清人君

理事八木 一男君 理事吉川 兼光君

植村 武一君 小川 半次君

小島 徹三君 田中 正巳君

高瀬 傳君 中村三之丞君

中山 マサ君 八田 貞義君

藤本 捨助君 古川 丈吉君

亘 四郎君 赤松 勇君

井堀 繁雄君 栗原 俊夫君

五島 虎雄君 多賀谷眞慈君

滝井 義高君 堂森 芳夫君

中原 健次君 山花 秀雄君

出席國務大臣

内閣總理大臣

外務大臣

出席政府委員

法制局長官

法制局次長

外務事務官

(アジヤ局長)

外務事務官

(欧米局長)

厚生事務官(引

揚援護局長)

労働事務官(勞

働基準局長)

委員外の出席者

議員

労働事務官(大

臣官房労働統

計調査部長)

衆議院法制局參

事(第二部長)

専門員 川井 章知君

四月九日

委員井堀繁雄君辭任につき、その補

欠として赤路友蔵君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員赤路友蔵君辭任につき、その補

欠として井堀繁雄君が議長の指名で

委員に選任された。

四月五日

旅館業法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一三三三号)(予)

の審査を本委員会に付託された。

四月八日

社会福祉施設充實化に関する陳情書

(岸和田市社会保障推進協議会長尾

野三郎)(第七二九号)

健康保険法等の一部を改正する法律

案反対に関する陳情書外五件(美唄

市議會議長表猛雄外六百八十七号)

(第七三〇号)

同外十四件(長崎市覆津町五五長崎

県医師会会長木谷勝次外十四名)(第七

五九号)

最低賃金制確立に関する陳情書(許

岡県議會議長塚口勇作)(第七四一

号)

日雇労働者の賃金引上げ等に関する

陳情書(石川県議會議長西田与作)

(第七六〇号)

未開墾地文化厚生事業促進に関する

陳情書(北海道議會議長荒哲人)(第

七六二号)

戦没者遺族の公務扶助料増額等に関

する陳情書(東京都千代田区九段三

郎)(第七七八号)

浪岡町に失業対策事業実施に関する

陳情書(青森県南津軽郡浪岡町長平

野良助外一名)(第八〇六号)

特殊漁船乗組員の遺族援護に関する

陳情書(和歌山県東牟婁郡那智勝浦

町長坪野賢三外二名)(第八〇七号)

保育所設置費国庫補助増額に関する

陳情書(東京都議會議長中西敏二外

九名)(第八〇八号)

結核医療公費負担増額に関する陳情

書(東京都議會議長中西敏二外九名)

(第八〇九号)

霧島国立公園の鉱区禁止区域指定反

対に関する陳情書(鹿児島市原良町

一三五鹿兒島県鉱山会長南郷武

夫)(第八一三三号)

を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

最低賃金法案(和田博雄君外十六名

提出、衆法第三号)

家内労働法案(和田博雄君外十六名

提出、衆法第四号)

引揚者給付金等支給法案(内閣提出

第一一五号)

○大坪委員長代理 これより會議を開

きます。

都合により、委員長が不在でありま

すので、私が委員長の職を勤めます。

最低賃金法案及び家内労働法案を一

括して議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを

許します。中村三之丞君。

○中村(三)委員 最低賃金制の問題は

結局政治力によって解決せられるもの

だと思います。あるいはそこに労働圧力

が加わるかもしれないが、政治力に

よって解決せられる。しかし今社会党

はこの国会に最低賃金法を出しにな

りますから、われわれ御同僚真剣に意

見の交換という意味において質疑応答

をいたすことは無意味でないと私は考

えるのであります。

まずお伺いしたいことは、最低

賃金制というものは階級的要素として

出されたものである、また社会革命の

道程における経済的任務の一環として

の内容を含んでおるものであるか、そ

うでなければ資本主義を廃絶する意図

はないんだ、しかし資本主義のもとに

おいて労働力の価値を正当に保障しな

ければならぬ、こういう意味において

お考えになっておるのであるか。まず

私は根本のお考えを承わっておきたい

のであります。

○和田博雄君 最低賃金法は階級的な

意味、あるいは革命的な意味から出し

たのかどうかという点ですが、これ

は今の世界の情勢を見てみても、資本

主義国でも最低賃金の制度は行われて

おるのであります、それらはいずれ

もそういう革命的な意味を持った最低

賃金ではないと私は思うのです。やは

り資本主義の内部においても、労働の

価値というものは正当に評価されなけ

ればならぬし、また労働者の生活自体

からいっても、その生活をよりよくし

ていくということは当然考えらるべき

ものであって、そういう点で最低賃金

制度が行われておるのであって、われ

われとしてもそういう観点から今度の

最低賃金法案を出しておると思うので

す。

○中村(三)委員 そうしますと、念を

押しておきますが、よく米英などに

わかれておる苦汗産業、苦汗労働、苦汗

賃金、こういうものの存在によって多

数の人が雇用せられるよりも、比較的

少くとも最低賃金によって雇用せられ

る方が害悪が少い、こういったような

お考えもあるのじゃないですか。

○和田博雄君 最近の資本主義の経済

を見てみますと、僕はやはりどこでも

高効率、高賃金という格好で起きている

と思うのですよ。最低賃金制度も、今

おっしゃったように、苦汗産業があっ

て、それで多数の人が雇用されるより

も、少数の人でも最低賃金で雇用され

たらいいのだというところは、これは私

は一がいにそう思うところは、これは私

思うのです。どこの国でも苦汗産業の

存在というのは、これは経済の近代

化が進めばだんだんなくなっていくこ

となんであります、日本の場合にお

いても、雇用の問題はやはりただ苦汗

産業をそのままにしておいて雇用が多

いか、そうでなくしてもっと経済を近

代化してほんとうに発展させていっ

た方が雇用がほんとうに多くなるの

かというところは、僕はやはり問題だと

思うので、経済社会というものはやは

り

一

第一類第七号

社会労働委員會議録第三十六号

昭和三十三年四月十日

第一類第七号

第一類第七号

第一類第七号

第一類第七号

第一類第七号

第一類第七号

第一類第七号

第一類第七号

第一類第七号

り進歩していくという前提に立てば、経済が近代化されていけば雇用が多くなる。言いかえると、経済の拡大によって雇用が多くなっていくというところが筋だと思ふですね。最低賃金法というものは、そういう意味からいって、苦汗産業というものをそのままにしておいて、そのもとに雇用が非常に多いという状態は、私はやはりなくしていくという感じがいいと思ふのです。最低賃金制をいって、やはりこれがもとになって、一方で中小企業者の間の賃金の引き下げによる競争——企業のものとなして大きな要素は、私は賃金だと思ふのです。その賃金の引き下げによって中小企業者の諸君は多くは競争をやるわけなんです。ですから、経営のもとになる要素が非常に變動的であり、競争によって下げられていく。自己搾取をやっていく。こういうことは、やはり国として、企業そのものの存立を安定していく上からいっても、それからほかの中小企業自体に対するいろいろな政策がほんとうに実を結ぶためにも、やはり適正な最低賃金制度をいってやっていくということが、僕はその意味からもやっぱり言えるのではないかと思ふのです。従いまして、今雇用の問題の点については私も苦汗産業をそのままにしておいて、全体の雇用が多いということをもつては満足していないのであって、むしろそういうものは、苦汗産業は苦汗産業でないようにして、近代化して、最低賃金制のもとにおける雇用の増大というものはかかっていった方が、私はいいと思ふのです。

○中村(三)委員 これは私の考えですが、今の資本主義経済というものは自由企業の組織である。結局競争組織であります。そこで労働市場もやっぱり競争である。しかし個人が競争をして労働を求めるといふことは、その機会もなかなかない。また知識もない。そういう意味におきまして、私はこの労働組合が発展したということいいことだと思ふ。最近各国も、日本もそうでありまして、賃金の決定は、一つは労働組合の取引力にある賃金の決定なんです。これは団体交渉でございまして、それからその次は、今お出しになっておるところの最低賃金を法によって拘束する。それから第三は、このごろやっておるのございまして、仲裁裁定による賃金の決定、こんなことになるだろうと私は今結論を自分で出しております。そこで社会党の諸君は、資本主義を漸次なくして、そして社会主義の経済を確立する、これがあなたの方の根本であることには間違いない。そこで社会主義社会ができるという場合を経済的に見ますと、いわゆる社会主義計画経済ですか、重要産業の国営を出発点として、社会主義的なあるいは共産主義的なものが今行われておりますが、一つの計画経済——われわれの計画経済は自由を基礎とする総合計画をやるというのでありますけれども、ソ連など、完全な不完全かも知れませんが、行われている社会主義計画経済というものは、一種の権力経済である。中央集権的な経済が行われておる。そこで行われておる労働というものは、その種類と配置というものは権力によって決定せられる、こう私は見るのです。

よ。そして職業の自由というものは、職業の選択は、個人の自由意思で許されない。このごろよく中国からくるいろいろの使節団の通訳の話を聞いてみますと、私は日本語を学べと国家から命令されて何々大学に入って、今日日本語を話すことができます、こういうのです。もとよりこれは優秀な人間であるから、政府がこれならば語学力があるというのでそういうものを学ばせたものでありましようけれども、そこに職業の自由というものは個人意思において許されておらない。そうすると、社会主義経済計画のもとにおきましては、賃金は権力によって決定せられる、賃金の権力的決定である、こういうふうに思いますが、お考えはいかがでありますか。

○和田博雄君 その問題は相当根本的な問題だろうと私は思ふのです。なるほど今の資本主義は、これは選択の自由を持っているわけですね。労働者にしても、どの職業を選ぶかそれからどういう方向に行くかという選択の自由を持っておるし、賃金の決定は需要と供給の格好によって、ほんとうの自由企業、自由経済というもので、そこできまってくるわけですね。しかし今の資本主義の世の中でも、そういう純粋な自由競争のもとでは賃金はきまっていないと思ふのです。あなたのおっしゃる通りに、労働組合が発達してくればやはり労働組合の力がものを言つて、そして実際の賃金は決定されていると思ふのです。それから仲裁裁定といったような権力が介入して賃金を決定する場合もあり得るわけだと思ふ。私どもは考えておる社会主義は、ソ連のような共産主義の社会主義を考えておるわけじゃありません。民主主義を基礎にした社会主義ということを経営しておるわけですね。民主主義の基礎に立つた社会主義ですから、全部が全部権力によってやるということには必ずしもならぬと思ふのです。ただ問題は、ソ連の場合には国の制度がすべて資本主義と違つて計画を基礎にした一つの経済が行われておる。従つて、なるほど個々の個人について言えば自分の意思によって勝手に選択をすることはあるいはできないかもしれせん。しかし国の大きな方針がやはりきまつておるわけですから、その大きな方針について自分はどういう方向に行こうかというものはやはりあり得ると思ふ。能力がある者は、自分は経済的な方面でやろう、あるいは自分は技術家として将来行こうというものであれば、それはやはり私はあると思ふ。自分が勝手に職業を選択してあつちへこつちへということはない。しかし国の方針に沿つた格好においては大きな流れというものはあるのだと思ふ。

それからわれわれの社会主義の場合にはすべてが権力によって決定されるかどうかというところは、相当問題がそこにあると思ふ。ソ連の場合でもすべて中央集権的な形で今までは政治が行われてきまして、その計画のやり方については、その当時の歴史的な事情を考慮に入れた上で、概括的にその結論を出すことは僕は誤まりだと思ふ。最近におけるソ連の非スターリン化あるいは地方分権化という格好は、ソ連の一九一七年の革命当時と今とは世界の情勢も變つておるし、国内の経済の発展あるいは国内的な情勢も變つておると思ふのです。そういう格好で自然に権力の集中化が分散化の方向をたどられてきておるといふことにもなつておると私は思ふ。そこでたゞすべて権力によって賃金をきめていくというところは、われわれの出していることが必ずしもそういうことまで含んでおるかという、私はそうではないと考えております。ソ連の賃金は御承知のように一番賃金格差が多いわけですね。ソ連はそれぞれの熟練度あるいは技能その他によって相当な賃金格差を認めておる賃金制度をとつておるわけでありまして、能力に応じた賃金をちゃんと取つておる。ですからほんとうに自由に賃金がきまつていくような情勢は今の世の中にはどこでもないと思ふ。どこの国を見ても、労働組合の発達したところは賃金自体は労働の力によって非常に動いておるだろうし、あるいは仲裁制度やその他の制度がとられておるところはやはり権力が介入してそこで賃金の決定がある場合には行われてくるということになっておるのであります。選択の自由が全然ないというところは、社会主義の経済の場合には僕はそう断定するわけにはいかぬと思ふ。やはり社会主義のもとにおいては自由はあるのであって、ことにわれわれのように民主主義の基礎の上に社会主義を築いていくという場合には、自由の問題は大きなわれわれの一つの目標というか、そういうものであるわけですね。そういうものは、僕らは何でもかんでも全体的に権力的なものでやつていくというところは考えておりません。それからまたことに事経済に関する限りは、果して今までのような自由の方向ですべてが行くのかどうか

ということとは問題であって、自由のままで行ける余地はある意味では非常になくなつてきて、新しい意味の計画性に基いたその中の自由ということにだんだんなくなつておるようになつておる。これは、ことに日本だつて、今の政府が六カ年計画なり何なりを立つていく、それはその計画の大きなワタの中で各人がある一定の自由を持つて行動していくということになつてくるのであつて、それでなかつたならば、計画というものはほとんど意味がないものであるように思います。私は、二十世紀の資本主義がだんだん大衆をもつて動いてきているということになつてきている限り、すべてがそういう意味での計画性を持たなければならぬし、一つの集約的な自由というものにだんだんきていけるような感じがするのではありません。

○中村(三)委員 資本主義の競争の組織が次第に労働組合の団体交渉とか、そのほか今の法令による賃金の制定、これにかわつてきていることは、私もさつき申し上げましたが、ただそれが逆に減少をして、労働組合の独占的な活動になるというのをわれわれは一番注目をして、これだけを申しておきます。

それから、必ずしも権力によつて社会党は賃金を決定するものではないといふふうなお答えでした。私は利潤と賃金との適当なる均衡を得ることによつてきめなければならぬと考えますが、これはお認めでございますか。

○和田博雄君 その点は結局経済全体を運営していくところから、蓄積といふ問題にあなたは触れたのだらうと思いますが、資本主義の社会でもそ

れから社会主義の社会でも、蓄積の問題は非常に必要だと思ひます。蓄積がなかつたら経済は発展しません。だから資本主義の場合では、私企業の利潤という形、言いかえると、金持の人々の蓄積といふものを非常に重く考えられる。しかし社会主義の何になつてくれば、少くとも大きな生産手段は国営なり社会化されるわけですが、その面の企業から来るところの利潤部分はやはり蓄積されてくると思ひます。社会主義の世の中でも利潤そのものは考えられると思ひます。それがただ個人に帰属する利潤ではなくて、公営企業という形で国家に帰属してくるという格好での利潤というものは考えられてくるのであつて、利潤が全然なくて全部が賃金になつてしまふという格好では経済が動かないと思ひます。その点私どもは蓄積といふ関係においてはさう思ひます。だから国の経済を計画的に発展させていくと思ひならば、ただの蓄積部分を持つたか、あるいは日本のように税の格好でとるか、あるいは社会主義の世の中では、公営企業の利潤部分の多くを回して、税は間接的に多少取っていくという格好にするか、それは資本主義と社会主義とはどういふ格好でやるかといふことは違つてくると思ひますが、あなたのおっしゃつたように、蓄積と賃金と、われわれは両方とも考えていかなければならぬと思ひます。

それからもう一つ、労働者の独占といふことでありますが、これは経済的にいひまして、何も労働者が独占して賃金をきめてくるというものはちつとも考えておりませんし、またさういふわけにはなかなかないと思ひま

す。やはり経済を運営していくのは、社会主義の世の中でも、企業家としての役目を果たさなければならぬ必要なのであつて、さういふような意味でやはり企業家も必要であるし、それから生産の原料も必要であるし、技術も必要であるわけなんですから、だから労働者だけが独占でやるというところにはいかなないのであつて、そこはただ政治的な、言いかえると、権力のあり場所が、ソ連の場合には、やはり労働者といふものが権力を持つていて、資本家が持つていて、さういふことになつていくと思ひます。経済そのものの動きからいへば、それは何といひますか、今あなたのおっしゃつたような労働者の賃金が独占的にきまるのだといふことにはならないのであつて、それはどう賃金がきまつていくかといふことは、一つはその国の発展の段階、それからもう一つはそこにおけるいろいろな政府の政策なり、または労働者の需要なり、供給なりの点の關係がやはり決定していく大きな要素になつてくると思ひます。さういふことを考慮せずに、かつてに強断的なものをきめたものでは、その賃金といふものは、結局経済がうまく、工合に動いていく上の妨げになるわけでありまして、さういふ点は私もあなたのお指摘された基本的な問題である——あなたに利潤という格好で問題を提供されま

した、蓄積と賃金という關係は、私も十分考えておるわけです。むしろ僕らは、やはり賃金といふものは一定の高さ、あまり安い賃金であるよりは、高い賃金で高効率といふかっこうをとつた方がかえつて大衆の労働者階級における側から来る蓄積率といふものは非常に多いのではないかと、さういふように考えておるのです。やはり大衆の蓄積力といふものを見ずにはいけません、僕らはこれからは資本主義といへども、これはさう動く動いていかぬのではないかといふ感じを持つております。

○中村(三)委員 私は、今申し上げたその根本の考え方は、資本主義といふものは、やはり利潤と利潤を確保するといふところに依存しておると思ひます。これはソ連などの考え、いわゆるコミニズムの考えなどは利潤を否定するのです。さうじゃないですか。個人の利潤といふものは否定しておる、私利の利潤は否定しておるのです。しかしわれわれは資本主義社会においては私利の利潤とその確保といふものに依存しておる。さういふ立場から私は申し上げたのです。そこで社会主義計画経済になつたときの失業問題とかいふことは、これは根本にあるのですが、これは一つあとに譲りましょ。そこで最低賃金に入つてくるわけでありまして、私の考えは、最低賃金といふものは一つの基準賃金であるといふのです。ベーシック・ウェルズであるといふのが私の解釈、ただこの基準賃金を法律によつてそれ以下に下げないといふこと、下げないばかりか、その最低賃金を維持していく、さらにこれを上昇せしめるといふ意図があるといふことは私に判断するのです。そこで、これはアメリカにその例がある。アメリカの一九三八年の公正労働基準法といふのがあるのです。あの当時の最低賃金は一時間につき二十五セント、それが一九四五年には四十セントになつて

おる。一九四九年には七十五セントになつておる。一九五五年が一ドルになつた。これはたしか昨年の三月から始められておると記憶いたしてあります。これに対していわゆるトレド・ユニオン側は一ドル二十五セントを要求している。これに対して大統領は反対をしていて、これを私は聞くのであります。さういふことをいふに上つてきたのは、もつとも一九三八年の公正労働基準法制定当時から今日まで十年間もかかつて一ドルになつてゐるのであります。朝鮮戦争の影響もあつたらうと思ひます。さういふふうに最低賃金といふものは上昇していき、またそれがさうく目的でいふ。あなたの方の考えはさういふふうに行かうといふのですか。今八千円ですけれども、これは最低なんだ、これはこれ以下には法律でさせないの、さういふやつたら処罰するといふなかなか強力なものでございまして、しかしあくまでこの八千円は最低限度の賃金として法律において確定していき、将来はこれは一万円にする、二万円にする、さういふ考えでしやうね。

○和田博雄君 お話の通りでして、これはやはりこれ以下には下らないといふベーシックな賃金です。法案にもありますように、われわれとしては、この最低賃金は将来やだんだん上つていく。それは経済の将来の発展といふことがありますが、さういふふうになつてくれば経済の規模も大きくなつてきますから、さういふふうになつてくるに従つてやはり最低の賃金といふものを漸次上げていく。たしか法案では五年ごとに変えるといふことにしております。

○中村(三)委員 その変えることも、これをどういうふうにしてエスカレーターしていくかというふうな問題が起つてきますが、これはあとにいたしまして、最低賃金はベリシク・ウェージである。これは将来上げなければならぬという私の質問に対して、大体その意図だということ言われた。また私は日本の経済が進展をしていけば、上つていいと思います。一体人間というものは、御同様に個人の収入の増加への努力をするものだ。これは人間のいいところですから、私はそういうふうになることを希望しますが、今日の問題から出発すると、ここに四千円がいいか六千円がいいか、八千円がいいか、これは議論の分れるところ、また見方の違ふところ、ごさいます。そこでこの最低賃金がいかに経済に影響を与えるかということ。すなわち最低賃金法によるこの経済的影響というものを私は一つ考えてみた。これは先輩のいろいろの文献を見て、アメリカあたりの人の書いたのを見て私はここに皆さんに質問しているのですが、最低賃金による経済的影響は六つの段階があるというのが私の結論です。第一の段階は、最低賃金以上を現に払っているところの工場は、何ら刺激の影響を受けない。たとえば日本あたりでも、日の当る産業、これは最低賃金制が今法定化されたって、何らの刺激の影響は受けないと申します。刺激的な影響は受けない。ところが第二段階の場合、あなたの方の八千円の最低賃金すれすれの七千五百円程度のところの工場はどうするかという、これはおそらくレート以下であつて、ほかの工場に変化のない

間に最低賃金に上げていく。そうでなければ競争ができない、労働者を吸収することができない。この第一次、第二次の段階まではいいのです。第三、第四の段階に私どもも疑問を持つし、これはお互い一つ研究していかなければならぬ。第三の段階は、あなたの方の八千円ではどうも工場は回つていけないという場合には工員を整理するだろう、工員を整理して、むしろ能率の高いいわゆる熟練工を雇つてくる。これはいいことなんです。いいことと思ひますが、たとえば今五千円で十人使つておるとしますと、最低賃金が行われるというので、今度はそれを五人くらいにして、あなたの方の八千円では相当な熟練工である、その五人は相当な熟練工である、その方が能率が上るといふ。これはある意味において企業の進歩かもしれないです。最低賃金法制下における企業の進歩かもしれないが、遺憾ながらその熟練工といふものはそう容易に得られないのです。これはもう世界各国、今熟練工の不足を感じている。しかしそれは将来理想として大いに技術者を養成し、熟練工をして多量に工場に送るという政策は立てられなければならなりません。政策は立てられなければならませんが、今日ただいまそういう現象が起る。第四は、これはちょっとここに書いてきたものをそのまま眺み上げます。そうしませんが、間違つたりするといけませんから……第四は、法定最低賃金の程度いかんによつては生産費の増加を招き、物価を騰貴せしめ、企業の利潤限界は切り下げられるということ。これは私の考えです。が、第四段階です。それから第五段階

が一番悪い経済的影響を受けるのでありまして、法定最低賃金による最悪の影響は、経営困難となり、事業を廃止するのやむなきに至り、これらによる失業の発生することである。もとよりこの場合の失業は大規模じゃござりませんが、とにかく失業を発生する。私はこの五つの段階を定めております。これを皆さんもお考え願ひたい。私が今申しましたように一、二は大問題ない。最低賃金以上を払つておる、日の当る産業です。ところが資本主義経済におきましては、日の当る産業もありまして、同時にだんだんと衰えてくる産業もある。またその間の、いわゆる日の当るものと当らないものと別して見ますと、三、四、五といふものが問題になる。これをどうして救済するか、最低賃金といふものを実行せられる場合に、どういふふうにしてその調整をしていくか、これが私どもの問題であると思ふ。三、四、五に一番まつところから降りかかつてくるものはまず中小企業でございまして、大産業は、あなたの方がおやりになつても平気なものです。ところが日本の中小企業はどういう状態か、しかば中小企業とは何ぞやなんといつてくると、これまた時間がかかりますが、この間の本会議における永井君の御説明によると、従業員三百人以下、資本金一千万、これがあなたの方の中小企業の定義なんです。政府の中小企業団法法案は従業員だけにしておりましたが、私はある意味において所得を考へなければいかぬと思ひます。政府の考へるよりも、あなたの方の資本金をお出しになつたところは、あなたの方の意

見がいいんです。通商産業官僚よりもあなたの方の方がなかなか進歩した頭がある。しかしここにもう一つ私は所得といふことを考へてもらわなければいかぬと思ふ。これは別に法律で定義づける必要はない。今の日本の法人税などを見てみますと、四二％の法人税に対して今度は百万円程度の所得のものは三五％といふことをやっておるのです。以前は五十万円。私どもはこれを百五十万円程度にして、それは法人税三五％にするといふくらいに考へるのであります。まずこの百万円とか百五十万円くらいの所得のものを中小企業として線を引いてみましょう。そのなつてくるとこの最低賃金制といふものが、さつき申しました賃金は、利潤の適当なバランスを維持しなければならぬといふ点から見て、果して今日ただいま耐えられ得るかという問題が出てくると私は思ふのです。中小企業といふもののいろいろの弱点がありますが、たとえば商店街などを見ても、一番の弱点は何かといへば、中小企業といふものは寿命が短かい、転々として廃業していく、これは果して確実な数字かどうか知りませんが、いつかの中小企業庁の調べによると、平均十年の寿命を持つてゐる日本の中小企業は全体の一八％しかない、ことにサービス業のごときは一六％しか存在してないといふのです。これは私昨年あたりちょっと読んだのですが、アメリカでも戦前はそういう状態だったそうです。中小企業は開業一年間にして二割五分倒れてしまふ。それから二年、三年ずつとやつてきて七年目に残つてゐるものはわずかに三割にならな。つまり中小企業といふものは寿

命が短かい。しかし同時にまた新しいものが出てくる。ことに日本のような過剰人口の場合は商業に向つてどんどん出てくるから、これも何かの統計によると、商業の中小企業は年々一割ぐらゐ増加をしていく。こういうふうなところ、私は国家が中小企業といふものを保護育成しなければならぬという政策にしようと思ふのですが、この間ここにのらる赤松さんが本会議で、池尻の商店街で最低賃金をやつた——私もそういうことを聞いてゐるが、こういう商店街ほど歴史の言葉で言へば興亡盛衰常ならざるものなしといわなければならぬ。池尻の商店街で今四千円なり五千円で最低賃金みたいなものをやつたとしても、これが寿命が短かくて一年で倒れてしまへば、そこに従業員は従業員は路頭に迷わなければならぬ。また新しくそれを買つてやつてきた人はまたそれを継続するかもしれないけれども、その間にギャップが出てくる。これはあなたの方の學者も摩擦的失業といふらしいですね。むしろいい言葉ですが、これは摩擦的失業なんだ。これは完全雇用の場合において認められてゐるのですから、別に議論はありませんが、どうも私どもは、この日本の中小企業といふものをかりに今言ふ三百人以下、一千万円以下の資本金、百万円から百万の所得のものとするならば、これらの中小企業といふものは非常に継続力がない。これを継続力があるように日本の経済を發展させ、また政府がそういうふうな保護することが必要だと思ふのです。しかしそれを今直ちに八千円で実施した場合に、この三、四、五の悪影響がどつと起つてはせぬかといふのが私のお尋

換したいが、きよりは時間の関係上、
の程度で終っておきます。

○和田博雄君 中村さんのおっしゃる通りに、三、四、五の中でも、やはり一番問題になるのは四、五ですね。私どもはそういうことを非常に考えて一応六千円という線を出して、中小企業のアダプテーションが案になるようなことを考えてきたわけですね。

〔大坪委員長代理退席、野澤委員長代理着席〕

この点はやはりどちらの方向をとる方が——最低賃金をまず上げて、そして一応過程的に六千円というものをし、その間に中小企業に対する積極的な施策を集中してやっていく方がいいのか、もつとほかにもうまい方法があるのか、これは僕らの方でもこれで大体いいという考えでございましたけれども、やはり研究することはけっこうだと思ふのです。私もいろいろ文獻をあさってみました。最低賃金を上げたときに、中小企業が非常に破産が続出したかという、必ずしもそういうことはならないように思ふのです。もとより外国と日本とは事情が違います。日本は中小企業が多いわけでありまして、ことに商業部門なんかになってくれば、ちよつと金があればすぐそれに手帳に、あまり研究もせずに移つていくというような場合もありまして、いろいろなケースがありますから、一がい外国の例をもつてすぐこうだという工合に私は考えておられません。それだけに日本の中小企業を、どうやったらほんとうに中小企業として基礎の確固たるものにしていき得るかという点については、これはもう僕らは真剣に考えなければいかぬので、僕はその一つの方法として、やはり最低賃金を上げて、そして業者の相互間

の不当な競争というものは、少くとも賃金の面ではそれはやり得ないという格好にして経営の基準を与えるというところが、やはり一つの方法ではないかと思ふのです。だからこのためには、本来ならば国から百億や二百億の金のある一定の期間は出していくことは、これはむしろ積極的にやるべきである、中小企業対策が叫ばれている今のときに、やるべきでないかとさえ思つておるわけでありまして、そういうような考えからわれわれとしては出したわけでありまして、お話しのように中小企業の経済的に及ぼす影響についての四、五、まあ特にいえば三、四、五というものについては、いろいろ問題のあることは私もよく承知しております。ただここで一言申し上げたいのは、生産賃が特に上るとか企業利潤が下るといふことは、それだけを切り離して見れば、これはそういうことも言えると思ふのです。しかし最低賃金を上げて、そして中小企業な

り企業全般の力が強くなつてくれば、それからまた経済の状況がよくなつてくれば、必ずしもこの企業利潤が——企業の内部だけを考えたなら、あなたの方のおっしゃる通りに、原料そのほかのものやコンスタントにすれば、そして単位当りの生産賃がもし同じだとすれば、賃金が上れば単位当りの生産賃は上ることはもちろんでございますけれども、しかしそれでなくて、そのために能率が上がるとか何とか、つまりアウトプットがふえれば、それは必ずしも単位当りの生産賃というものが上ることにもならないわけであつて、そうなるのであれば、利潤そのものも必ずしも下るといふ結論は、経済的には出

てこないわけでありまして、そういう点も考えますと、われわれとしては少くとも三年の間の暫定期間を置き、その間に施策を十分やるならば、この最低賃金を上げて、中小企業の発展なり改善、進歩なりを期していくというところは、十分考えられるのではないかと、こう思つておりますから、一言お答えいたしておきます。

○中村(三)委員 これは大橋さんの質問にお答えになつたかもしませんが、ちよつと資料としてあとで発表してもいい。あなたの方のお考えの最低賃金法案が——八千円でも六千円でもかまいませんが、実施せられた場合、どれだけの対象人員、賃金増加になるか、これはおわかりでしたら、いろいろ説がありまして、ちよつと下さう。なぜ私がこれを聞くかという、この最低賃金による一年間の賃金増加の支払いが、いかに日本の通貨政策に關係があるか、これはあつても質問しますが、一つお互いに考えましよう。あなたはそのほかに二、三百億の補助金もしようといふことなら、これまた財政問題にもなり、あるいは金融問題、投資の問題、こういう問題になつてきます。ただ、賃金というものは孤立して見るものではないのであつて、賃金政策は財政政策であり、金融政策であり、物価政策であり、投資政策でもつと突き詰めていつたら為替政策です。こゝまで大きく考えていかぬといけないといふのが私の意見なんです。多賀谷さん、今わかつておればちよつとお知らせ下さい。

○多賀谷委員 実はこの所得階級別雇用者を出した統計は、日本ではまず労働力臨時調査、これは総理府統計局から出してあります。しかし、これはよく普通使われているのですが、何さま全国で延べ五万人、それから世帯数が一万一千、こういう世帯の調査でございます。この八千円以下の二千円未満、あるいは二千円から四千円未満、四千円から六千円とか、こういう階層別の統計をとるにはあまりラフな統計であつて、これはちよつとそのまま使えないのじやなからうかとわれわれは考えているのであります。そこでわれわれといたしましては、この最低賃金適用人員並びに企業負担についていろいろ調査しましたが、現在の日本の統計では、一応昭和二十九年に労働省で個人別給与実態調査をしてあります。これを一つの柱に置きましたが、これは十人以上の企業についてやつております。それから小さな企業については、最近厚生省がお出しになつた社会保険基礎調査、これは一人から四名であります。これを一つの柱に置しまして、それから五名から九名までは一応最小自乗法その他でいろいろとりまして、さらにいろいろの補強資料を使いまして、われわれとしましては次のように把握いたしているわけでありまして、六千円を十八才以上に適用するといふことにいたしました。対象人員が二百三十七万人、それから、それが増加賃金となつて現われる賃金総額が三百七十二億円……

○中村(三)委員 それは年額ですか。○多賀谷委員 年額でございます。それから、それが企業増加賃金負担率として、従来の賃金の何%上がるかといふ——これは六千円以上をそれだけ上げただけの数でありまして、それ以上の合理的な賃金体系によつて上げると

いう分については算出しておりませんが、それが一・七%、かように考えておるわけでありまして。○中村(三)委員 八千円では……。○多賀谷委員 十八才以上八千円にいたしますと、対象人員が三百七十七万あります。それから総金額が一千七百十三億、企業負担が五%、こういうふうになると考えておるわけでありまして。○野澤委員長代理 午後一時まで休憩いたします。

午後十一時五十一分休憩
午後一時二十四分開議
○八木(一)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。
休憩前に引き続き質疑を続行いたします。大橋武夫君。
○大橋(武)委員 この法案の第三条に掲げられてございます、一カ月につき八千円、一週につき千九百二十円、一日につき三百二十円、一時間につき四十円、これはまあ一カ月につき八千円というのを基礎にして算定せられたものと存するのでございますが、この八千円という計算の根拠について承わりたいと存じます。
○多賀谷委員 八千円の根拠については、本会議でも質問に答へましたごとく、われわれは現在の生計費を出します場合に、大体四通りの方法が考えられております。第一には、実態生計費に基いた調査でございます。ところがこれは主として収入に制約されます関係上、あるべき姿というものがなかなか出にくい、こういうふうに考えまして、これは採用いたしませんでした。第二には、理論生計費と申しますか、

いわゆるマール・バス方式と称されておられますが、このものにつきましては、実は飲食物資の最低生活賃というものは出るわけでございますけれども、飲食物資以外の最低基準のミニマムというものがなかなか出にくいのであります。あるいはまた飲食物資だけを出して、飲食物資以外はエンゲル係数を用いるという方法もございまして、このエンゲル係数を用いるのが、これはなかなか問題がございまして、私たちが、これは各国においても非常に実施されておるところでございますが、一応今後の研究に待ちたい、かように考へておる次第であります。第三の方法といたしまして、現在の生計費の消費性向から割り出す問題もあつたけれども、まだこれも研究の域を脱しておりません。そこでわれわれが使用いたしましたものは、厚生省社会局委託の労働科学研究所の資料に基いたものでございまして、労働科学研究所の調査によりますと、昭和二十七年八月から十月までにおける東京における実態を出しまして、そしてその実態の中からあるべき姿というものを抽出しているわけでありまして、それが、一応昭和二十七年八月から十月までが消費単位七千円というのを抽出しておりますので、その消費単位七千円に對しまして、その後の物価上昇、さらにまた独身者たるの要件を勘案し、さらに地域差等を勘案して八千円を出したわけでありまして、

○多賀谷委員 東京在住の生活保護世帯六十三世帯、さらに低額所得世帯百十六世帯、都庁の勤労者百二十九世帯を対象といたしまして、そしてこれら貧富いろいろな階級層の生活水準を消費単位で統一することによって、まあ家族構成その他いろいろな点から、輕労働に従事している既成男子の場合のカロリーを出して、そして一応あるべき姿というものを抽出したわけでありまして、

○大橋(武)委員 そういたしますと、これはカロリー計算から、これだけの賃金がなければ必要なカロリーを補充できないということかと思ひますが、そうしておきめになりました八千円の賃金というものは、現在の賃金水準からごらんになりますと、大体どの程度のものと見ておられますか。

○多賀谷委員 現在の賃金水準から見ると、どの程度というお話でございますが、午前中にも申し上げましたように、現在の労働者の中で最低八千円で独身の場合の十八才の者があられれば三百七十七万程度、こういうふうに考へておるわけでありまして、それが大体二九・五%に當る、かように考へております。

○大橋(武)委員 そこで伺ひたいのでございますが、この二九%というものはほとんどその全部が八千円以下になつておるのですが、最低賃金を定めるといふことになりまして、元來日本の賃金形態というものは外国のように単なる能率的な賃金制度でもないし、また単なる時間給でもないものでありまして、日本の賃金において最も特徴と見られるのは、いわゆる昇給制度というものがあつたことだと思ひます。従

いましてこの昇給制度のある賃金の現在の状況から見ますと、低い賃金というものは結局初給賃金が最も低いというものが一般的傾向だろつと思ひます。そこで最低賃金を規制するといふことになりまして、主として初給賃金というものを眼中に置いて最低賃金の額を決定するといふことが至当だと思ひますが、現在初給賃金のベースから見まして、一体八千円という賃金はどの程度に相當すると御判断になりますか。

○井堀委員 私からお答えしたいと思ひます。現在の初給賃金の実態把握は、統計の上から申しますと、正確なものとは申せませんが、たとへば年令格差による調査もできておりますし、それから學歷によるものもあつたし、熱練度なども見込んだものもあつたが、平均いたしまして、——どれを平均したらよいかといふことは問題がなかなかあると思ひますが、大体われわれのつかみ方といたしましては、八千円未満の中に現存しておるものの中で初給賃金は一体どう見るべきかといふことでいくと、比較的正常的な企業にあるものは賃金はもうすでに六千円をこえておる。それから今われわれがここに予定しております最低賃金の実施の必要に迫られておる中小企業、零細企業になりますと全く乱脈であります。そして統計もありません。しかも全体から見ても六千円、六千円の支払い総額に比例いたしていきまして、六千円以下のものが十八才未満、すなわち未熟練労働者の者として一・七%のものが統計の上に出てきておる。それから就学年令の上で見ていきますと、新制高校、専門学校、大学と

いうような形で出てきておりますが、この統計も必ずしも全部を押えておりませんで、抜き取り統計といったようなものの、あるいは他の統計から推計してきたものでありますから正確には言へませんが、六千円と定められまして、大手筋においてはみなそれ以上上回つておる。統計に把握できない部分にはかなり低いものがあるだろう、これは推計でありますけれども、大体二・六%見たら最大の把握の仕方ではないか、こういう統計のあらましの結論をわれわれは今持つております。

○大橋(武)委員 今六千円とお答えになりましたが、私は本案の八千円について伺つておるのです。八千円を最低賃金になさうというものがこの法律の趣旨なんですから、一応八千円を基礎にしてお答えをいたしたいのです。八千円というものは十八才の初給賃金のベースとしてはおそらく現在の日本においては絶無とは思ひませんが、かなり高度な賃金であるといふのが実情ではなからうかと思ひます。おそらく十八才の者に対して八千円の初給賃金を持つておるといふ事業場は、これは現状においてもきつてまれないが実情ではなからうか。少くとも今日総評その他の労働組合の闘争の目標といふものが、八千円の最低賃金を主張いたしておりますのは、現在十八才の初給賃金が八千円に達しておらないといふことが前提となつて、それが労働闘争の一つの目標になつておるといふことを得ない。そうしますと、この八千円というものは今日の賃金水準から見ますと、少くとも十八才の初給賃金としては非常に高いものであるといふことが言えるのじゃないかと思ひます。

であります、いかに御認識になつておられますか。

○井堀委員 仰せの通りに今統計の上で把握できる範囲内のものを午前中村委員に多賀谷君から御答弁いたしましたように、大体比較的信憑力のあると思われる統計五つを基準にいたしましてわれわれは現状把握をやつたわけでありまして、その上でお答えできることは、八千円以下のすなわち基準法適用事業場の労働者の中でつかみ得た数字でありまして、八千円以下のものの中でこの法律を直ちに実施した場合に——これは三十一年の統計でありますから多少これに修正を加えていきますので、修正の仕方によって多少違つてまいしょうが、三十一年の現状を基礎にして現在を考へていきますと、八千円以下の総額に對して六・九%、この法律は御存じのように十八才以上の者に規定して、十八才以下の労働年令に達した者については政令に譲つております。でありますから十八才以上をもつて一応論議しなければなりませんから、十八才を把握すると総支払額に對してわずかに五%ということになります。それから二カ年間この法律は六千円といふことなのでありますから、ここ二カ年間経済の動向がこれにどう影響してくるかはいろいろ資料のとり方にもよりますが、一応二カ年間六千円と押えますとどうなるかといひますと、総支払額に對するパーセントは全体として見て年令を問わないで二・六%、それをこの法案にいう十八才に限定いたしますと、わずかに一・七%が対象になりますので、あなたが見えなかつておるほど大きな数字にはならない、こ

ういうことがわれわれの計数の上で申し上げられるのであります。

○大橋(武)委員 私はその統計について見ておりませんので確たる批判はできませんが、今日東京付近におきまざる事業場の実情から見ても、十八才の初給賃金が八千円に達しておる工場というものは、賃金水準としてはかなり高いといふことが言えるだろうと思ふのであります。少くとも中小企業その他において十八才の労働者に対する初給賃金が八千円というものはほとんどないといふのが実情じゃなからうかと思ひますが、統計についてどういふふうにごらんになっておられますか。

○井堀委員 まずどういふ統計を中心にしてどういふ計数を出したかということが問題になりまして、統計のおもなるものを申し上げますと、御案内のように内閣統計局のこういう問題に対する指数というものは、全体を知するために相対的なものであります。が、こういう実態についてということになりますと、労働省が二十九年度の四月に実際に行われました個人別賃金調査というものが私は相当信頼力があると思ひ、これを取り上げました。それは全国の約六百五十万の対象人員で実施調査が行われた。第二に取り上げたのは、昭和二十八年の十月に同じく労働省が小規模事業場の賃金実態調査を行なつた。これは五人から二十九人、全国で四百二十八万三千人。それから最も近い例では厚生省が社会保険の基礎調査となぞらえて、一人から四人の事業場の調査の結果がここに出ております。これは三十年の十月から十二月の間に行われて百四十八万六千人を対象

として調査をされております。これらは実態調査に属する統計でありますから、一応信頼力のあるものと思われまゝ。それからこういうものを調査する重要な参考資料として取り上げたのは、国税庁が民間給与実態調査をここに五、六年続けて行なつておりますが、その二十九年度のものも統計資料として一番新しくわれわれに紹介されております。これが全国で九百六十八万人。それから御案内のように人事院が国会や政府に勧告するための基礎資料として民間給与実態調査を行ひました。これは目的が目的でありますから、いろいろ問題があるようではありますが、これは職種別あるいは職階別給与制度などについて言及してゐるので、先ほどお尋ねの問題と関連がある資料であります。そのほかに公共企業体等仲裁委員会が公共企業体の任務を遂行するために取り上げられてゐる資料で、やや専門的にわたりませんが、職業別賃金調査のごときは相当こういうものの資料としてはよい資料じゃないかと思ひます。こういう資料と、総理府の統計局のやつておる事業場統計調査、これは四年ごとによつておられます。それから毎月労働力調査、その最も新しいものでは昭和三十一年度の実態調査を行なつておる。これは労働者の賃金については多少問題はありますが、実数あるいは雇用の状態を正確に把握してゐる点においては相当全体を知る上に有力な資料と私どもには思はれる。これに労働省の労働統計調査月報、これに毎勤といわれておる毎月勤労統計調査、こういうものを勧告して実態を把握する。これ以上のことは今日の場合不可能だとわれわれは考え

まして、この限界の中で結論を出した資料を午前中御紹介申し上げたわけでありまして。この中からわれわれが数字を取り上げてお答えをしてゐるわけでありまして、問題はこれの中で議論をしていただくより仕方がない。しかし今お尋ねの一番重要と思はれるのは、そういう統計で実態を把握することが困難な部分が私は相当あると思ふ。今回の資料で取り上げた厚生省の五人未満の事業場の実態調査でも、役所として調査したのはこれが初めてだと思ふ。でありますから、この数字の上で見えて、私どもはかなり低額なものが出てくるんじゃないかという想像をしておりまして、以外に低額所得者が少いのであります。こういうような資料の上で先ほど御説明したように、八千円未満と六千円未満といふものを専門家にもお手伝ひ願ひまして取り上げたのがパーセントでいうと、八千円の場合は年令を問わないで六・九％、十八才未満の場合は五％、六千円になりますと、ぐつと下りまして全体的から見ると二・六％、それからこの法でいう十八才未満のものになりますとわずかに一・七％でありますから、支払い能力の問題でこの法案を実施して一番大きな直接の影響を受けるものは大体ここら辺であるといふふうに見えていいのではないかと。基準法適用以外のものあるいは統計の線に乗らないものはむしろ企業というよりは、これは潜在失業及び変形の労働といふふうに把握すべきではないか。これは最低賃金法によつて問題を処理する対象でない。今まで午前中もお話がありました。が、中小企業という大ざっぱなつかみ方は、われわれはやはり労働者の数で

三百人未満あるいは資本金一千万円というあたりの事業場ということでは中小企業といふものをここで限界をつけるというところは、この場合無理があると思ふ。それよりはむしろ賃金の支払い実態あるいは企業の経済的な機能と申しますか、それが今日の経済水準を維持できるような経営の状態といふものを一つ出してこないと、支払い能力の問題の論議は軌道に乗つてこないのではないかと。しかしお尋ねが統計上のお尋ねでございましたから、われわれの今まで検討いたしました材料並びに作業のおもなよりどころを御説明いたしました。この上で御質問があれば、数字はそれぞれ詳しくお答えしたいと思ひます。

○大橋(武)委員 一応の数字の御説明はわかりましたが、そこで労働省の当局が来ておられますから、特に伺いたいんですが、八千円という最低賃金額は今日の一般の十八才初給賃金のベースから見るとどういふふうにお考えになりますか。

○堀内委員 これにつきましては、われわれの方でやつてゐる統計調査として職業別賃金調査がございます。これは先ほどお尋ねとお話がありました。これは十八以上の事業場について実施しておるわけでございまして、今のお尋ねに比して数字ではございませぬが、年令別に十八才以上二十才未満のものがどのくらいとつておるか、それから勤続年数別に、入つてから六か月未満のものがどの程度の賃金をとつておるか、その数字がございします。で、それを申し上げます。

たとえば製造業について見ました場合に、十八才以上二十才未満のものについて、男の事務職員は七千八百十一円、これは平均の数字でございます。それから女の事務職員は六千二百一十円。それからほかの例を一、二申し上げますと、男の鋳物工は八千五百五十八円、男の旋盤工は七千三百五十四円、プレス工は七千六百五十四円、このような数字になっております。

それから勤続年数について見ますと、六か月未満のものをとりました場合、同じく製造業の男の事務職員は一万五千四百一十一円、女の事務職員は五千六百七十五円、男の鋳物工は六千三百七十八円、男の旋盤工は五千六百九十一円、男のプレス工は六千三百七十五円、一、二の例でございしますが、このようになつております。

○井堀委員 まずどういふ統計を中心にしてどういふ計数を出したかということが問題になりまして、統計のおもなるものを申し上げますと、御案内のように内閣統計局のこういう問題に対する指数というものは、全体を知するために相対的なものであります。が、こういう実態についてということになりますと、労働省が二十九年度の四月に実際に行われました個人別賃金調査というものが私は相当信頼力があると思ひ、これを取り上げました。それは全国の約六百五十万の対象人員で実施調査が行われた。第二に取り上げたのは、昭和二十八年の十月に同じく労働省が小規模事業場の賃金実態調査を行なつた。これは五人から二十九人、全国で四百二十八万三千人。それから最も近い例では厚生省が社会保険の基礎調査となぞらえて、一人から四人の事業場の調査の結果がここに出ております。これは三十年の十月から十二月の間に行われて百四十八万六千人を対象

まして、この限界の中で結論を出した資料を午前中御紹介申し上げたわけでありまして。この中からわれわれが数字を取り上げてお答えをしてゐるわけでありまして、問題はこれの中で議論をしていただくより仕方がない。しかし今お尋ねの一番重要と思はれるのは、そういう統計で実態を把握することが困難な部分が私は相当あると思ふ。今回の資料で取り上げた厚生省の五人未満の事業場の実態調査でも、役所として調査したのはこれが初めてだと思ふ。でありますから、この数字の上で見えて、私どもはかなり低額なものが出てくるんじゃないかという想像をしておりまして、以外に低額所得者が少いのであります。こういうような資料の上で先ほど御説明したように、八千円未満と六千円未満といふものを専門家にもお手伝ひ願ひまして取り上げたのがパーセントでいうと、八千円の場合は年令を問わないで六・九％、十八才未満の場合は五％、六千円になりますと、ぐつと下りまして全体的から見ると二・六％、それからこの法でいう十八才未満のものになりますとわずかに一・七％でありますから、支払い能力の問題でこの法案を実施して一番大きな直接の影響を受けるものは大体ここら辺であるといふふうに見えていいのではないかと。基準法適用以外のものあるいは統計の線に乗らないものはむしろ企業というよりは、これは潜在失業及び変形の労働といふふうに把握すべきではないか。これは最低賃金法によつて問題を処理する対象でない。今まで午前中もお話がありました。が、中小企業という大ざっぱなつかみ方は、われわれはやはり労働者の数で

三百人未満あるいは資本金一千万円というあたりの事業場ということでは中小企業といふものをここで限界をつけるというところは、この場合無理があると思ふ。それよりはむしろ賃金の支払い実態あるいは企業の経済的な機能と申しますか、それが今日の経済水準を維持できるような経営の状態といふものを一つ出してこないと、支払い能力の問題の論議は軌道に乗つてこないのではないかと。しかしお尋ねが統計上のお尋ねでございましたから、われわれの今まで検討いたしました材料並びに作業のおもなよりどころを御説明いたしました。この上で御質問があれば、数字はそれぞれ詳しくお答えしたいと思ひます。

○大橋(武)委員 一応の数字の御説明はわかりましたが、そこで労働省の当局が来ておられますから、特に伺いたいんですが、八千円という最低賃金額は今日の一般の十八才初給賃金のベースから見るとどういふふうにお考えになりますか。

○堀内委員 これにつきましては、われわれの方でやつてゐる統計調査として職業別賃金調査がございます。これは先ほどお尋ねとお話がありました。これは十八以上の事業場について実施しておるわけでございまして、今のお尋ねに比して数字ではございませぬが、年令別に十八才以上二十才未満のものがどのくらいとつておるか、それから勤続年数別に、入つてから六か月未満のものがどの程度の賃金をとつておるか、その数字がございします。で、それを申し上げます。

たとえば製造業について見ました場合に、十八才以上二十才未満のものについて、男の事務職員は七千八百十一円、これは平均の数字でございます。それから女の事務職員は六千二百一十円。それからほかの例を一、二申し上げますと、男の鋳物工は八千五百五十八円、男の旋盤工は七千三百五十四円、プレス工は七千六百五十四円、このような数字になっております。

それから勤続年数について見ますと、六か月未満のものをとりました場合、同じく製造業の男の事務職員は一万五千四百一十一円、女の事務職員は五千六百七十五円、男の鋳物工は六千三百七十八円、男の旋盤工は五千六百九十一円、男のプレス工は六千三百七十五円、一、二の例でございしますが、このようになつております。

われわれの手に入れた。まだ計算の過程にありますが正確なものとはいえないが、大体間違いない。把握困難なものはもちろん漏らしてあります。把握のできる範囲のものでいきますと、初給賃金の方で今あなたが労働者にお尋ねになってお答えがあったように六千円ないし七千円未満のものが非常に多い。その通りが出ております。しかし最低賃金の場合は初給賃金に相当する人員は全体の上からいって、八千円未満の中から見てごく低い率になっていく。最低賃金をわれわれがぜひ適用して保護を与えたいというのは、もう相当の年令に達し、生計の主体をなすような、世帯主にも相当するようにならねば八千円に満たない、あるいは六千円に満たない人々がむしろこの最低賃金の対象になるべきではないか。それから初給賃金については、先ほどの統計調査の中でも問題がありまますように、実際問題としてはそれほど大きな問題にならないのではいか。ここでわれわれが本法の中で諸外国の立法例よりもちよつと変つた形をとつたというものは、年令格差をつけた。十八才というものをつけてきたわけでありまます。それは今あなたが御指摘になつた初給賃金、大体十八才未満のものに一番そういう対象人口が多いというので、十八才未満を政令に譲つたのはそういう事情にあるわけでありまますから、初給賃金問題は、十八才未満のものに限つてはこの場合ではあなたの御心配のような問題はないのではないかと、こういふふうにならねばは本案の中で処理をいたしておりますので御了承願います。

○大橋(武)委員 どうも御説がよくわからないのでございしますが、御承知の通り日本の賃金形態の特徴と考えられておりますのは、いわゆる定期昇給制度であります。これはともといわゆる月給取り、サラリーマンに発達した制度でしようけれども、しかし一般労働者についても今日においては本給については定期昇給ということがかなり一般的になつてきておるわけでございます。そこで今日の日本の賃金の実情を見ますと、年令の若い時期及び採用直後の時期においては、きわめて短期間にひんばんに昇給をさせていくということが行われております。たとえば十八才あたりですと半年に一度は少くとも昇給をする。それから三ヶ月ないし四ヶ月ごとに特別のしきりでもない限りは定期的に昇給するというのが今日の実情なのであります。従つて最低賃金はそれ以下の賃金を許さないのたさいますから、そこで最初に入つたときの賃金がまず最低賃金のレベル以上であることが必要だ。そうなりまますとそれから半年たち一年たつた者の賃金、また十八才の者が十九才になり二十才になつた場合の賃金は、初めて入つたときから見たら相当昇給をしてくるわけですから、そこで今提案者が御説明になりました統計をいたしまして、また労働省の説明された統計をいたしまして、そういう初給賃金だけの統計というものは今日ないようでありまます。従つてそこに入つてきている十八才ないし二十才あるいは採用後半年、一年以内というものは、最初に入つた者と、数回すでに昇給をみたものとを一緒にして統計を出してあるのをご

ざいますから、その金額は初給賃金から見ますと、一割なり二割なり、それは調べなければはつきりわかりませんが、多少上回つた数字が出ておる、この断定せざるを得ないのであります。そうしてもしこの最低賃金法案というものが、そういう定期昇給制度、ことに短期間に定期昇給させるといふような現在の賃金形態を根本的に変えるのだといふことならば格別でございますが、おそろくこういふ最低賃金が出ましたところで、その賃金形態が急速に変つていくことは不可能でしょう。そうなりまますと現在の賃金形態において初給賃金が最低賃金の八千円以上といふことになりまます、その結果は、昇給のたびに賃金がふえるのですから、今の数字は相当に上回つた数字にならざるを得ない。そうなりまますとわずか賃金が三割か五割ふえるといふことではなく、おそろく最初の人がある程度上ると、それからどんどん昇給していくといふことになりまますから、賃金全体としてしまつてはどの事業者にとりましても、おそろく二割、三割あるいはそれ以上の引き上げを見るということになるのじゃないか、こう考えるのがたまたまの統計を承わつての常識的な結論だと思つてございします。そうなりまますと、こうした八千円という最低賃金をきめることが今日の産業、ことに中小企業から見て支払い能力の点においてはかなり問題があるといふことは想像にかたくないと思つてございまして、現に中小企業界においてはこの最低賃金法案に対して全面的反対をいたしておるのであります。社会党は中小企業者の立場をどういふふうにお考えになつておるか。ことにこの問題

に対して全面的な反対を唱えるところの中小企業の各界の反対論をどういふふうにお考えになつておるか。この点を承わりたいと存じます。

○井堀委員 第一は、日本の給与には一つの伝統がある、そういう伝統とこの最低賃金実施後における影響をいろいろ御想像なさつてのお尋ねであります。私どもは確かにこの最低賃金が実施されると、日本の賃金慣行の中で、ことに封建的な色彩の強い賃金形態はある程度改められると思つて、ことにあなたの今御指摘になりました初給賃金、なかつく熱誠労働の修得過程にある労働者の問題については、最賃法によつて相当割り切れない部分が出てくるというところは確かだと思つて、この点では日本の場合いきなり手のひらを返すように慣行を新しい制度に変えることは無理が起ると思つて、だからここに年令格差を設ける必要があるといふので――御案内のように日本の労働法は十五才以上の者に対しては何の制限もありませんが、一応幼年労働保護という立場から十八才の年令が出ております。今実際問題としては、一番熟練度の躍進する年令といふものは十五才から十八才ごろの間に激しく変動が起つてくるのであります。そういう過程のものを最低賃金一律一本で押えてしまふといふことは、いろいろな弊害が生ずるのではないかといふことを私も認めております。そういうわけで十八才未満のものを政令に譲つたのであります。その政令の中でそういう問題について工夫をいたしたい。

それから次にお尋ねになりました最低賃金の額の問題であります。額が一応二年間六千円で、八千円という本法の精神であります。六千円が高いかあるいは低いかわつた問題については、これはもつぱら企業の支払い能力を中心にして論議が行われております。私は支払い能力の問題については、ただ単に現状のままです。その支払い能力がどうかといふことを、統計はこれを示しておるわけでありまます。私どものねらいとするところは、最低賃金の実施というものは労働保護法としての大きな価値をもちろん認めてでありますけれども、同時に日本のように中小企業とはいふものの、零細企業といつた方が適當ではないか。この最賃法によつて一番影響を直接受けるのは零細企業である。零細企業は、私どもの長い体験でいえることであります。今日市場の競争の中で賃金、労働条件の引き下げが幾らでもできるといふところが底なしの競争が行われて、このことが原因になり果をなして、じりじり中小企業自身を食い詰めていつておる。零細企業の今日の困難はこの不当な競争にある。これは私どもが独断で言うのではなくて、これをどこで切るかといふことになれば、この悪循環を断ち切るのには御案内のように他の原価計算の中ではもろ限度がきつてきびしいのであります。賃金、労働条件については基準法はありますけれども、基準法それ自身についても、今日行政的な手心が加えられるというよりな実態であります。こういふものをこのままにしておいて、一体どこで労働者の賃金の問題を解決づけるか。ここで私はお考えをいたしたいと思つたのは、第三の質問にお答えすることにもなると思つたのですが、企業の支払い能力は、日本の最低賃金を考えるとき

にもあらん重要なことではありますけれども、そればかりにこだわつておると、私は最低賃金の持つ意義というものを全く見失つてしまふと思ふ。これは御存じのように最低賃金をわれわれが実施するのは、一つは、零細企業の底なしの競争をどこかで切らうということに一つの意味がある。このことは国内の業者間の不正な競争を阻止するということだけではなくて、日本の経済が貿易に依存しなげやならぬということも申すまでもないわけでありまして、日本の今後の貿易というものは、国際的な正義の上に立たなければ日本の市場の開拓はできない。国際正義主義ということになりまして、労働に關する限りにおきましてはILOの決議や勧告、あるいはこれを取り上げられたいろいろな申し合せなどというものがその基準をなすことは今さら申すまでもありません。最低賃金については、ILOは二回にわたつて勧告と条約を議決しております。その例を見てみましても、一九五一年と一九二八年の二つの総会において最低賃金の問題を議決しておりますが、この際にも、一九五一年の総会の際に経営者側の代表から支払い能力の問題について強い発言が行われたのでありますが、それが総会の決議の結果に現れました。すなわち総意の上では、最低賃金をきめるといふことについて支払い能力というものを問題にしてはならない、そのことは最低賃金を決定を拒む理由になつて、それは正当な理由とは認めがたいといふことが二つの総会で明確にされておるのであります。それでは額の決定の上に考慮すべきものは何かといふのに、四つの法則を立てております。

その第一は、われわれがここに八千円をはじき出した生計費の問題がある。生計費の取り方は議論がありましよう。しかし生計費の問題を二に取り上げ、二には労働の価値を取り上げております。これは一番、二番とお尋ねになりましたように、見習工の場合と一人前の技術を修得した場合においては、その労働の価値は非常に変わってきます。ただ勤続年数だけではなくて、熟練度の高い労働者であればあるほどその価値の評価は非常に違ふのであります。たとえば見習いを三年間やつて、その三年間の後にたとい一年でも半年でもというものは、過去の三年間とはまるで価値が變つてくるわけでありまして、その点でわれわれが十八才の年齢格差を設けるというところは、現状において重要な役割を持つてゐることであります。本来ILOの精神から言いますと、そういう年齢格差を設けないことがその貫かれた精神になつておりますが、それにそむくような法案をここに入れたのはそういう点にあるわけでありまして、第三にあげられたのは最低賃金をきめるのに法律で——これは政府がしきりに言うておる言葉であります、協約による、すなわち組織労働者と経営者との間に、あるいは経営者の団体との間に業種別に、あるいは産業別に、あるいは地域別に最低賃金の協定が行われていくというところが一番望ましいわけでありまして、しかし日本のように小さい中小企業、零細企業では、組織自身が維持できないわけでありまして、このことはとうてい望めない。その場合には組織のある——四にあげられている十分な組織のあるという言葉を使っております。

が、この組織のあるところにおける一般賃金水準というものを目安にして最低賃金額を定めていくべきだ、この四つの法則をILOの二つの総会が議決しておる。この精神を日本だけが特例を設けるといふことは、私は社会正義に反すると思ふ。しかしわれわれがここに申し上げておるものは、これにさらに企業への支払い能力を付加して、しかもそれが重要な考慮になりまして、本案を作つたときからいふと、十分御了解をいただきたいと思ふ。そうしませんが、この点の部分の問題だけを取り上げて議論をされまうと、なるほど支払い能力の全くないものに対しては、どうするか。この点は私としては、できるならばそういう支払い能力のない、いわば経済水準に達しない、経営としては全く基礎を失つた事業があることは事実でありますから、そういう問題は他の政策、たとえば社会政策の面で、あるいはその他の政策をもつと強硬に遂行することによつて、こういうアブノーマルな企業というものをなくするといふ道は他に得られる、賃金の中で考へる余地はない。しかしそういうものがあることは事実でありますから、あるものに対してどうするかという配慮に對しては、この法案の中では必要以上に取り入れておるというのを御了解いただきたいと思ひます。

○大橋(武)委員 ただいま提案者が、国際労働総会におきます最低賃金についての勧告を引用されて説明されました。この最低賃金というものを考へ、企業への支払い能力というものを考慮に入れるべきではないのだという御説明があつたわけなのであります。ところでなるほど国際労働総会における最低賃金の論議においては確かに今仰せられたような点が論議されておりますが、それならば果してこの最低賃金法案の中において、提案者が意図しておられる最低賃金というものが、この国際労働総会の勧告あるいは条約にあるところの最低賃金であるかどうかというところは、非常に問題だと思ふ。御承知の通り国際労働条約の第一条を見ますと、団体協約その他の方法による賃金の有効なる規律のための施設せず、かつ賃金が例外的に低廉なる若干の職業または職業の部分に使用される労働者の最低賃金をきめるんだ、これがこの条約の最低賃金なんです。ところが私は最低賃金法案の中でお考えになつておられる最低賃金というものは、いろいろな御質問申し上げますと、いろいろ御質問申し上げますと、こゝろいろいろ例外的に低廉なる賃金を押さえるというのではないように私は思ふのです。なぜかといふと、先ほど来この統計の示すところによりましますと、八千円という賃金は、例外的に低廉な賃金を押さえるんじゃないやなくて、これは初給賃金としてはむしろ現状以上の賃金水準を獲得しよう、こういうことになつておるのであります。例外的に低廉なる賃金を取り締まるという場合において、企業への支払い能力があるかないかというよりなことを議論していただく必要のないことは当然である。しかし少くともあなたの方の提案されたこの最低賃金法案というものは、この国際労働条約における最低賃金とは全く別の、これはいわゆる賃金のベース・アップにはかならないのだからし

て、そういう場合においては当然に支払い能力といふことを問題にせざるを得ない、こゝろ言わざるを得ないわけですから。私はこの支払い能力の点については御説明がなければならぬに進みます。そこで伺ひたいのは、八千円という最低賃金を二年間は六千円にする、どういふ理由で二年間は六千円にされるのでございませうか。

○井堀委員 先にお尋ねになりましたのでお答えいたしておきたいと思ひますが、支払い能力の問題は、あなたもおっしゃられるように、例外的に安いという例外的というのには二つの意味があるのです。一つは、経済ベースに乗らないようなもの、何だつて資本主義経済のもとにおいて原価を割るようなばかな商売があるはずはありませう。だからこゝにも言つておるやうに、生計費というものは労働の再生産費だといふもの、考え方の一部にありますが、私どもは何もそういう公式的なものをとつては思ひません。しかし明日の健全な労働を出させるということになればやはり生計費といふことになるわけですから。それは今の日本の中小企業、零細企業というものは、一体何程の賃金を払わなければならぬかといふことを見積りの中で考えないで商売をやつてゐる、国際的に見てこんなめちな競争をやつてゐる。しかもわれわれが量的に見て、あるいは質的に見て、こゝろいふものが日本の国民経済の手に手になつてゐるというよりないと思ふのです。一つには経済の法則の上に立つて、一つには比較の問題があるわけなんです。国内比較においても

○和田博雄君 支払い能力の問題ですが、私たちは一年は調査にして二年の期間六千円ということに一応したので、御承知のように労働者の賃金統計というものは非常に不備だと思っております。今労働省の説明を聞いて

思うのです。そういう意味で実態をよく把握することがこういう制度をやる上にはぜひ必要だと思います。ですからその実態を把握する意味で一年間というものはどうしても調査費をもって具体的に調査していかなければならぬと思うのです。もう一つは六千円、八千円の関係ですが、一応六千円にしたのはもちろん支払い能力ということもわれわれは考えました。しかし六千円で、それなら今の中小企業全部が支払い能力がないかといえそうです。いえ、ないと思います。八千円の場合でも必ずしもそうはいえないと思います。各企

も支払い能力のあるものはあり得ると思ひます。そういうところはおそれなく実質を労働省も把握していいと思ひます。僕らも具体的に何はつきり数字をもつてお答えするだけの何はないわけですから、その点は実態を把握したいと思ひます。それと同時に最低賃金の支払い能力は現状のままでそれを考へられると問題はなかなか解決しないと思ひます。やはり一応八千円なら八千円をしかれた場合に、それに対してやはり賃金が上るといふことは、同時にある意味では購買力を増してくるといふことだと思ひます。経済全体の動きの

中にそれがどういう影響を持つかという
ことで決定されることであるし、も
う一方は中小企業自体の企業そのもの

を生産の基礎を確定するといいますが安定ならしめる、言いかえれば賃金の切り下げ競争はやらない。しかし実際の資金は生産その他の面に流れてきて効果を生んでくる。実質上は単位当りの生産費も実はあまり上らずに、下らないまでも安いところで現状で生産できるということになってくれば、やはり支払い能力というものは経済の中から生まれてくるものだとは思いますが、ところがその過程において僕らの考えでいけば百億なり二百億、ある限度は政府が補償したらいと思うのです。しかし今度はそういう案を一応退けて、ほかの中小企業の対策でその経済の実際の力を持たしていくという考え方をとったわけでございまして、御説のように支払い能力に対しては非常に重要な問題ではあります、しかし賃金が低いことは御同様にあまり喜ぶべきではないのであって、やはり生活の上からも今の日本においてこの程度な生活ができるというものを中小企業の労働者といえども享受できるようにすることは、われわれ政治をあずかっている者からいってもやらなければならぬことであるから、そういう点でいろいろな事情も勘案しまして、一応八千円、しかし暫定的には六千円という格好を出したわけであります、私は現実からあまり離れた数字ではないと思ひます。今の大橋さんの御質問で、たとえば十八才から二十才の者が七千八百円と六千二百円といたってある程度俸給が上ったものを含めたというが、これはおそらくそうだと思ひますけれども、しかし一応最低の線を男で十八才から二十才の者は七千八百円ですから、中には一万円

以上こえておる者もあるわけですから、一応八千円なら八千円にした場合に、ある一部の者については、けさ中村さんの御質問に対してお答えしたように支払い能力がない企業もあると思ひます。その支払い能力のない企業に対しては別途の方策を講ずべきだと思いますが、ある意味から言へばその中から多少失業者が出ると思ひます。出たものについては失業対策なり何なりの方ではつきりしたものにしていって、中小企業が潜在失業に相当するものなものをかかえているような状態をこのままにしていくというよりはむしろ発展的に考えたらどうかということをお考えまして提案しているわけですからその点を御了承願ひすれば非常にけっこうだと思ひます。

○大橋(武)委員 和田さんのお話はよくわかったのですが、和田さんの今のお話とこの法律の提案とはどうも多少食い違いがあるのではないかと。和田さんのお話によりますと、労働省の統計にしてもまことに粗末なものであるし、そのほか現在ある賃金統計はこの最低賃金を幾らにするかについての確かな資料を提供しておらぬから、従つても一年くらいは根本的な調査が必要だと言われている。根本的な調査において調査して一体どうなるかということをお考えますと、幾ら調査してみてもろでも法律は八千円、六千円とできてしまつていゝるものを調査の結果改めることにもなればともかくも、全くその調査は無意味だといわざるを得ない。もし六千円というものがほんとうに確かなものだといふならば、この一年間の猶予期間を置かれること自体おかしいのではないかと。法律を施行するに当つて法律の趣旨を徹底する、こういう意味の準備期間として一年間をお考えになつてゐると思つておつた。ところがそうではなくて調査期間であるといふことになれば、それならばまず一年間調査してもらいたい。そして八千円、六千円が果して適当かどうかの確かな資料によつて説明していただく。こういうことをお願いせざるを得なくなるのです。

○和田博雄君 そういふことを言われればちよつと困るのであります、一年間準備するといふことは具体的な調査を伴ふと思ひます。それは現状のままでは現在ある資料を基礎にしてやる以外には手がなないわけですから。しかし法律を作つたり実際にこれをやつたりするときの執行者の側として、もつと現実的な材料をつかむことは当然あつていふと思ひます。私が調査期間といふ言葉を使つたのであなたはそれをつかまれているのではない。準備をするときにはいろいろな政令を作つたりするところもありましようし、もつと現実的ないろいろな対策は当然要すると思ひます。そういう意味で考へてゐるわけですが、そうしない法律は作つたけれども基礎的な資料はそのままであるといふことで、現状のままいつて不備なものでどんどん進めていく。執行者の側としても法律を施行してゐる間でも、そういう現実はどうであるかという点については綿密な調査は必要であらうと思ひます。ことに支払い能力の問題になつてくれば、これだけの調査ではあなたも十分だと思つておられないでしやうし、僕らも不備だと思ひます。

これは執行者の側でも当然準備期間にやるべきことではないでしやうか。私はそういうふうな考へて言つてゐるわけですから、その点はそういうことを言われては困るのです。

○大橋(武)委員 私はどうもそれとは考へ方がちよつと違ふのであります。むしろ私も今現在の賃金水準から見ても適当な最低賃金の金額を決定してこれを有効に実施するといふことでけつこうだと思つておられます。ただその際にはやはり十分な調査によつて実行できるような、そしてそれによつて産業及び労働の発展が約束されるような金額でなければならぬと思つております。それがために私どもは暫々に八千円、六千円といふせつかつく法案に賛成できないという立場にあるわけでありまして、この法案に賛成するか反対するかといふ最も根本的な問題は、この調査が不完全だといふことにあります。私どもは、調査が不完全であるにもかかわらず今日八千円、六千円といふものをきめて、そして一年間また調査するとしても、調査してみてもろでも法律はもうきまつちやつてゐるのですからして、調査しようがしまいが、ほんとうに八千円、六千円の法律をやるならば、もうそういう意味の調査は必要ないじやないかといわざるを得ない。もし調査するとするならば、その調査は八千円、六千円の金額を将来変更するための資料を得るといふ意味において調査の値打がある、こういうことにならざるを得ないのです。私はこの一年間といふものが準備期間にならねばならぬのが準備期間、すなわち法令を一般に理解させ、そして円滑に実行するための準備期間であるといふならばともかくですが、この間

において大いに調査して、実情に適合するようにならねばならぬのだといふことになれば、この法案に八千円、六千円という金額を決定されること自体大なる矛盾ではなからうか、こう思ひます。

○和田博雄君 それはちよつと同意しかねるのです。この一年間の準備期間にもちろん普及宣伝は必要ですよ。だけれどもその間に、六千円という格好できめたときに、果してこの六千円といふもので實際上いくか、あるいは八千円ですぐいけるかどうかという結論も私は出さると思ひます。なるほど六千円なら十分だといふことも、やはり結論が出るかもしれませぬよ。ですからその点は、やはり並行して当然実行者の側としてはやるべきであつて、現状の資料においては一応こういうところは正しいけれども、だがそれを法律として施行します場合に、その法律についての裏打ちといひますか、現実性といふものを持つものには、それは施行者として責任といふものがあると思ひます。ですから調査を漫然としておつて——それは変える場合もありましよう。しかし、ただ変えるために漫然と調査するといふ、こういう意味では毛頭ないのです。それは行政のやり方はあなたも御経験者なんだし、僕も経験者なのですが、一つの法律を作るときには、そのときの資料で最もこれが妥当だ、理論的にいつてみてもこうだといふことで作りますよ。作りますけれども、その進行の過程においては、調査が必要であれば、あるいはもつといふいろいろな材料から補綴をすることも必要になつてくる。そして必要があれば変えればよいので、なる

ほどこれで行けるという自信がつけば、それでもって進めばいい。その点についてはわれわれとしてはあまり形式的に——大橋君は法律家だから非常に大きく考えるけれども、僕はそこそこはもう少しやわらかく考えてもいい、それでなければこれはうまくいかないと思うのですよ。

○大橋(武)委員 どうもお話を伺っておりますと、確たる調査もなしに八千円、六千円ということは今から法律できめておいて、それから実行していくというやうなやり方が行政の実態であり、私もその行政の経験者であるように言われますが、和田さんはそういう乱暴な行政の経験者かもしれないけれども、私はそういう乱暴な行政の経験はないというところを、一つはつきり申し上げます。(笑)

さてそこで、何もこれは問題がない。要するに八千円、六千円というのが最低賃金として適当かどうか、これがこの法律のいいか悪いかの点だと思ふのです。そこでこの八千円、六千円という数字を先ほど来日本の現在あり得る——多くはないけれども、あり得る統計から見ると、確かにこれは十八才の初給賃金のレベルから見ると、相当高いということがはつきりいたしてある。ところが、これは先ほどの労働当局の説明をお聞きになりましたから、提案者の諸君も、この八千円、六千円という労働賃金というのは、少くとも八千円の最低賃金というものは、現在の初給賃金というもののあり方から考えてみて、高きに失するということでは明らかです。ですから、こういう高い最低賃金がきめられるというところによって、当然賃金全体の

ベース・アップということが心配される。これが今日この八千円に対する非難の起る原因だと思ふのでございまして、現在この八千円という金額を考えたとき、これは総評の労働協約の目標額として掲げている金額が、偶々最低八千円ということになっております。私は社会党が総評に引きずられたかどうか、この件については知りませんが、総評の考えているところのベース・アップの踏み台として、社会党がこの最低賃金案というものを御提案なさるに至ったのじゃないかというところを疑う次第なのでございまして、今日社会党の諸君は、この総評のモットーに引きずられて、いわゆる春季闘争の片棒をかつぐ意味においてこの法案を提案なさったのではないかと。そしてこれによって今後総評の争議上の立場を有利ならしめるために、社会党として氣勢を沿えるというのが、この法案を提出された意味ではないかというふう

に私は感じられる次第なのでございまして。今日、この八千円、六千円という数字を先ほど来日本の現在あり得る——多くはないけれども、あり得る統計から見ると、確かにこれは十八才の初給賃金のレベルから見ると、相当高いということがはつきりいたしてある。ところが、これは先ほどの労働当局の説明をお聞きになりましたから、提案者の諸君も、この八千円、六千円という労働賃金というのは、少くとも八千円の最低賃金というものは、現在の初給賃金というもののあり方から考えてみて、高きに失するということでは明らかです。ですから、こういう高い最低賃金がきめられるというところによって、当然賃金全体の

いう現状が明らかにした以上は、最低賃金法のねらいは、むしろこの中小企業における低賃金というものを、いかにして防止するかというのを目標とすべきであって、大工場のレベルをどうして一般的にベース・アップするかというところを、最低賃金法の目標とすべきではないかと私は考えるものなのであります。そういうふうな考えをみますと、八千円がいいか六千円がいいかは別の論といたしまして、少くともこの金額を決定するに当りましては、きわめて現実的な線を出すべきではないかというのが私どもの感じなのであります。現実的な線を出さない限り、最低賃金が現実になり得るというものは困難でありまゝ。少くともある程度産業界、労働界が全般的に納得するやうな現実的な線を出していかなければ、最低賃金というものはきめられないと思ふ。そういう場合において、私は社会党の諸君が八千円という、今日の中小企業の実態から見ますと、きわめて現実味の乏しい最低賃金額を主張されるというところは、果して社会党の諸君はほんとうに最低賃金を実現しようという、まじめな企図を持ってこれを考えておられるかどうかというところを疑わざるを得ないというやうな感じがいたすのであります。一

体社会党の諸君はほんとうにまじめにこの法案を通し、そしてこれがほんとうに日本の最低賃金として現実的に動き得る見通しをお持ちになっておりますか。

○和田博雄君 僕は今の質問を聞いて、政治家としての大橋君の言として、は、どうも同意できない点があるのです。私も社会党は、決して総評の

ベース・アップをバックするような意味でこれを出していません。社会党は党として、日本の、ことに中小企業の低賃金に悩んでいる労働者の賃金を、どういうようにして上げるかというところを、確保していくか、それから同時に、中小企業自体の経営をどうしたら一体よくできるかという問題と、まづ正面に取り組んで、そして最低賃金法というものがその一つの大きな手段であるというところを、われわれは党独自の立場でやつたわけでありまして、総評のベース・アップの援護だというやうなことは誤解ですから、そういうことは今後お話しにならないやうに一つお願いしたいと思ふのであります。

それから、八千円、六千円いずれをも含めて、こういうものは、中小企業の支払い能力からいっても現実として非常に高過ぎるじやないかというお話しであります。労働省の統計調査部長の答弁を聞いても、十八才なり二十才未満で八千円をこえるなにもあるわけなんです。調べればもっと出てくると思ふのです。八千円は高過ぎる、これは現実には沿わないんだというやうなことは正直にいつて独断だと思ふのです。各企業の支払い能力をもっと調べれば、八千円という賃金を支払ひ得る企業があると思ふのです。これは平均なんですから、……もちろん労働組合の発達している大きな企業においては、また力のあるところにおいては、朝中村さんが例をあげて言われたやうに、賃金は、労働組合と企業者との間の賃金協約によつてきまつてきます。これは大橋さんもよく知っておられるところでありまして、それから

中小企業の方は何といつても労働組合の発達が微々たるものであります。中には労働組合がちゃんとできておるところもありまして、そういうところはやはりある程度の最低賃金——あなたの言葉では初任給といひますか、そういうものが獲得できていると考へておるわけではございまして。そういうやうに考へてきまして、われわれが出した八千円及び六千円というものが現在の中小企業の支払い能力から見ると高過ぎるんだという結論は、そう早急には出てこないやうに考へます。

それから同時に、国際労働会議においても最低賃金は特殊な、例外的なものについてのみとおっしゃいますけれども、こゝでよく考へてみなければならぬのは、発達した資本主義の国である先進国の場合と、一方非常に多くの農業と中小企業を持った日本の事情との違いであります。従つて、中小企業の労働というものが今もかなり低いところにあるというところもわれわれは認めなければならぬのであつて、その意味であつたおっしゃつた中心は中小企業の労働者の賃金をあげるといふか、その適正な賃金をきめていくにあるんだというところについては、私も実はそう考へておるわけなんです。それを、例外的なものについてだけ考へるものをやつたらいいじやないかというところは——これは言葉の争ひみたいなことになつてあまり感心しないのですけれども、日本は全体として、むしろ例外的に低いと見ていいんじゃないかと私は思ひます。そういう意味で、中小企業の支払い能力という点も考へて、われわれは暫定的に六千円という形をとり、しかもその六千円を払える

ように早く中小企業の企業能力を増進させていくように、われわれとしては中小企業に対するほかの方の政策からその点の解決をはかっていきたいと思つておるわけです。従つて、どう

いう点から言ひましても最低賃金法というものによつて解決できない面を最低賃金法によつて解決せよといつても困るのであります。これは非常に大きな人口の圧力がかかつてきており、日本の経済の発展が思うように行つていないといつたようなところから、雇用に対しての制約あるいは賃金に対してある程度の制約は、最低賃金法だけでは片づかぬと思ふのです。しかし、それを片づける一歩として最低賃金をしくという意味だけはやはり認めていただかないと……この数字を、たとえば非常に低いものにしたならば最低賃金法は何のためにしたのかということになる。現状をそのまま認めては最低賃金法というものはほとんど意味がないといふことになる。そうなつてくれば、持たせる現実性というものは、現在に順応するのではなくして、やはり現在を基礎にして一歩でも高めていく、そうしてその弊害をできるだけ少いものにしていくということに大橋さんも考えられてくると思ふのです。そういう意味から、今井堀さんが説明された態度でこの八千円及び六千円というものを提案したわけでありまして、そういう点御了解を願つておきたいと思ひます。従つて、われわれとしては、この法案が通り、もしも社会党内閣でやるとするならば、六千円を暫定的に認め、そうして八千円を基礎にしてやはり最低賃金というものはいつぱに実行できるし、それに

よつて中小企業もあるいは一般の経済も十分採用し得るものになると考へておるのです。

それから、中小企業者にとつてはたゞ重荷だけの点をお考えになつてゐるようですが、これは必ずしもそうではないと思ふのです。今の日本の企業の中で、非常に零細なものでもそういう意欲は持つており、やはり企業そのものを近代化したものにしていきたい、そうしていい技術も取り入れたい、いろいろな欲望を持つてゐると思ふのです。そういう人たちが今一番おそれてゐるのは、中小企業の間で不当な競争からくる圧力だと思ふのです。その圧力も、中小企業に資金やいろいろなものがあつて、いつでも技術者を雇ひ、よい機械を入れていくことができるなら問題はありません。しかし、そうでないこと、どうしても労賃の取り下げといふことをやらざるを得ない。そうすると全く泥沼のようなものになつて、全体のベース・アップはできないわけ

です。中小企業者自体も困つておるのですから、私どもの知つてゐるまじめな中小企業者で、最低賃金法を作つてくれればその面からくる賃金の切り下げといつた賃金競争が避けられるだけでも企業の基礎が安定するといふことを言つてゐる人が相当あるのであります。そういう面も一つお考え下さつていただければ非常にけっこうだと思ふのであります。

○大橋(武)委員 最低賃金といふのは、今日の普通の考え方といたしましては、賃金全体のベース・アップを目的とするものではなくして、やはり経済社会における例外的低い賃金を取り締つていくことを目標にすべき

ものだと思ふのであります。そういう点から考へますと、この八千円といふ金額は、今日日本全体の初給賃金から見ましても非常に高い線であつて、これを最低賃金として要求するといふ意味ではなく、賃金全体のベース・アップをねらつてゐると思ふべきを得ない。私はこの点において社会党の考え方に根本的に疑問を持つてござい

ます。私ども、今日の経済のあり方といたしましては、賃金について、ベース・アップというよりな問題としては自由契約、すなわち、労働協約によつて定められるべきものであつて、個々の企業者と労働者との交渉を通じて決定されていく、これが賃金決定の基本的な方式でなければならぬと思ふわけなのであります。しかるにその賃金の水準全体を引き上げる方法として立法的手段をとろうといふことは、これは今日の経済組織といたしましてはいささか邪道に偏するのではないかと。私は最低賃金といふものはあくまでも例外的に低い賃金を取り締る、こういう見地で行くべきものだ。そう考へてみますと、今日最も最低賃金の決定を待ち望んでおる労働者といふものは、これは中小企業の関係者が多数であることは明らかに言へるだらうと思ふ。中小企業においては今日二千円とか三千円とかいふよりなきわめて低廉な賃金が相当広範に行われてゐる。最低賃金を実施する以上は、少くともこうした人々たちにある程度の妥当な賃金を約束するといふことをまず眼目にしなければならぬものじやなかろうか。なるほどこの社会党の八千円という最低賃金の法案は、大工場大産業における組

織労働者相手のゼスチュアとしてはきつめてこれは有効であつたかもしれませんが、しかしこういふ法外に高い最低賃金を主張される以上は、現実的にこれが実現されるということが必ずかしのじやないか。それよりもつと現状に適合した真に現実的な最低賃金額といふものを十分に慎重に決定して、これを早速に実施していくという方法をとられることが、——ほんとうに最低賃金といふものを実施しようという熱意があるならばその方法を選ぶべきではないか、こういうふうに思ふのであります。現に労働組合におきましても全労のごときは現実的な最低賃金を要望しておられるようございします。そして私どもはやはりそういう現実的な金額で一步々着実に前進するという行き方が、真に労働者の福祉を擁護する当分のゼスチュアたつぷりの宣伝的な行き方、しかも実現性が乏しいといふようなものをいつまでも振り回していくといふことは、これは社会党として大人になつたといふことを世間に言わせるゆえんではないように私は考へるのでございします。特に今日の日本において、政治の現状、経済の現状から見

う方法もありますが、最低賃金について団体協約を結んでそれを政府が認めて、それを全国一律の規範力を持った、規制力を持ったものにしていける方法はもちろんあるわけでありました。

「八木（一男）委員長代理 退席 野澤 委員長代理 着席」

しかしそれと同時にやはり政府が一律の最低賃金をきめてそれを実施していくというところもあるわけでありました。たとえば小作料なんかについてみても、政府がきめてその小作料をそれ以上上げないかぬという立法もあるわけでありまして、必ずしも今の世の中で個人と個人との間の契約だけをものにしていくということではないのだから、そういう点からいって、そういう点について、あらゆる意味で集約的になつてきておるということになつてくればその点も理解されるだろうと思ひますし、また国家自身が今まで持つておつた警察国家の役割からむしろ進んで経済的の面についても発言力を持つて、大衆のためにあるいは国全体のためにやはり一つの規制をするということも当然考えられることでもあります。そういう点からいって一律にきめるといふことについては、私はそれほどとつびなことはないだろうと思ひ、またやつていいことである、かように考へておられますので、どうか一つそのように御理解願ひたいと思ひます。

○大橋（武）委員 これから先は幾らやつても議論になりますから差し控へさせていだだきたいと思ひます。先般も申し上げたのでございますが、法案の第七条におきまして、中央賃金審議会というものが報告をして政府に対して勧告をすることになつておる、ところがそれは中央及び国会に報告勧告すべきものであつて、労働大臣に報告勧告するということは法の建前からいへば、勧告するといふことは、これは意図があるのでございまして、その後御研究の結果何か新しい答弁がありまして承わりたいと思ひます。

○和田博雄君 その点は法制局の方からお答えを願つたらいいと思ひます。私はこの前の大橋さんのお答えに労働大臣といふのはあれは政府だと考へておつたといふことを申し上げまして、あなたから非常に何と申し上げたのです、あなたが政府といふのは——労働大臣といふのは、これは間違つたら直せばいいのですが、私自身としてはやはり労働大臣としての労働大臣だ、ところが賃金の問題は労働行政の中心をなすものから、政府及び国会といふよりも労働大臣といふことで、国務大臣としての労働大臣、しかもそれが内閣を代表するものとしてのということでは私はお答えしたわけでありましたが、法律的にいへばあるいはもつとこまかい議論もあるかと思ひます。私はそのときはそういうつもりでお答えしたのでありまして、衆議院の法制局の方からお答えをいたさされたと思ひます。

○大橋（武）委員 法制局は法制局として、もつと常識的な見地から、少し提案者の御意見を伺つてみたと思ひ、現時の労働基準法におきましては、最低賃金の決定に當つては、中央賃金審議会の意見を聞くことになつております。また中央賃金審議会が労働大臣に意見を述べることになつております。これは法の立て方として、最低賃金の金額といふものは、労働大臣が決定機関になつておりますから、従つてその決定機関に対して、審議機関である中央賃金審議会が報告し、勧告するといふことは、これは意味があるわけであり、ところが今度御提案の法律案によりまして、最低賃金の金額といふものは法律によつてきめられる。法律については、提案権は内閣及び国会にあるし、また議決権は国会だけにある。この中央賃金審議会が調査をし、その結果に基いて、賃金の金額の修正、その他の措置を勧告するたのめ報告であり、勧告であるといふ以上は、当然権限ある機関である政府または国会にこの報告を持つていくといふことが必要ではないか。特に法律でありますからして、国会が最高の権限を持つておるのですから、国会に報告、勧告をするといふことは欠くべからざる手続ではないかといふふうに考へるのですが、この点はいかがでございましょうか。

○和田博雄君 それは私いろいろ考へてみたのですが、あなたの御議論も私一応筋が通つておると思ひます。しかし私は労働大臣といふのは行政の長であると同時に、やはり国務大臣だと思ひます。ですから事務労働の問題に關しては、やはり中央賃金審議会が法律を定める場合でも、こゝろにふらふらに變更するといふ、たとえば答申をやる場合には労働大臣に言つていいと思ひます。労働大臣がやはり閣議の一員として閣議に改正の原案を出せばいいと思ひます。政府がやはり、この最低賃金法がしかれた場合には、これを執行しているのだから、労働大臣が出して閣議がそれではだめだと言つて、最低賃金法といふものは變更しないのだといへば、内閣が責任を持つてくるというところになるような氣も私はするのです。それで政府が變更しようといふことになつたら、それを政府の提案で国会に出して、国会で審議してきめていく、こゝろのことではないんじやないかと思ひます。人事院の場合は確かに内閣及び国会になつておりますが、これは人事院の場合には官庁が使用者でありまして、官庁が企業者だといつていいのです。各省にわたつておるのですから、労働大臣といふよりもやはりむしろ内閣、正確にいへば総理大臣がもしあれませんが、内閣といふ一つの集合体、それと国会といふものに出す、こゝろにふらふらになつておるんじやないかと私は考へたのですが、どうもそういう法律解釈になるんじやないか、こゝろの私が私の考へです。なおその点については、いろいろ法律の専門家の方でも、御議論もあらうかと思ひますけれども、一応私どもはそういうふうに考へております。

○野澤委員長代理 本問題につきましても、衆議院法制局の御説明を求めたいと思ひますが、御異議ありませんか。〔異議なし〕と云ふ者あり。○野澤委員長代理 御異議もないようですから、それでは衆議院法制局第二部長。○般島法制局参事 ただいまの問題につきましても、第七条の立法趣旨を法律的な観点から御説明申し上げます。御承知の通り中央賃金審議会は、現在労働基準法の第二十九条によつて設置されておるのでございまして、この中央賃金審議会の性格はどうか、この中央賃金審議会設置法の関係で、これは労働大臣の付属機関ということになつておるわけでありまして、そこでこの中央賃金審議会がこの最低賃金に關する問題につきましても、いろいろ調査、審議いたしまして、そしてその結果を報告する、あるいは勧告するといふ場合に、それをどこに勧告するかという点が問題になるわけでございますけれども、今申し上げましたように、中央賃金審議会は労働大臣の付属機関として設置されている關係上、やはりその審議会の所管大臣でありますところの労働大臣に勧告する、そうしまして結局、労働大臣はこの勧告を受けました場合には、この法律によつて必要な措置を講ずるといふわけでございます。その必要な措置といたしましては、もしこの第三条の表を改正するといふ必要がございしますれば、その改正法律案を閣議に提出する、この閣議に提出いたします根拠につきましては、内閣法の第四条第三項にございまして、各大臣は案件を問はず閣議を求めることができるといふ規定がございまして、そういう規定によりまして、労働大臣はもしその勧告が法律を改正するといふことでございしますれば、法律案を閣議に提出して、そしてそれを閣議で検討するといふことに相なろうかと思ひます。それから労働大臣といたしましては、さらに第三条にもございしますように、最低賃金の金額は十、五才以上十八才未満にありましては、政令にまかせられておる、あるいは特別の場合には労働省令で特別な定めをすることができるといふような規定が第三条の二項、三項あたりにございしますので、またこゝろに措置もいたさなければならぬ。結局その所

管はやはり労働大臣でございます。その中で、付属機関としては、それらのことについてすべて労働大臣に報告するといふのが、この中央貸金審議会です。まず場合には適当ではないかといふふうに考えられるのでございます。先ほど大橋委員のおっしゃいましたように、これは、これは考え方としては、もちろんその考え方があるわけでは、いまして、現に人事院は仰せの通り、国会、内閣に報告をいたしておるわけでありまして、でございますから、立法論といたしましては、そういうような方法もとれるわけでございますが、もしこの場合にそういう方法をとるといふたしすれば、こういう中央貸金審議会という付属機関ではなくて、やはり独立の官庁、まあ行政委員会になりますか、あるいは独立の官庁になりますか、そこはなんでもございしますが、そういう付属機関でなくて、やはり独立の官庁を作つて、そしてやるということでございます。内閣なり国会に報告するということも、立法政策としては十分に考えられるわけでは、いまして、そういう報告権を人事院のような独立の官庁に与えるか、あるいは付属機関に与えるかという点が、立法政策の問題としてあるわけでは、いまして、ただこの案におきましては、付属機関としての中央貸金審議会を使うという形になっております関係上、所管大臣の労働大臣に報告するといふような仕組みになつたわけでは、いまして、しかし立法政策の問題としては、大橋委員のおっしゃるような考え方はもちろんあるわけでは、いまして、

この第七條の第二項に、「前項の勧告を受けるときは、必要な措置を講じなければならぬ」といふような条文を設ける以上は、やはり私はそれだけの権限を持つておる機関の責任とするのが建前として当然に考えられるべきではないかと思つております。すなわち労働大臣は、内閣は前項の勧告を受けたときは、必要な措置を講じ、こうすべきでないかと思つて、それでよいと一体何のために第七條といふのができてゐるか、この第七條の立法理由が非常に乏しくなつてきます。なぜかといふと、今度の法案においては最低賃金の額といふものを行政処分できぬ、法律で直接にしか全国一律にきめるというところが果して現在の社会の実情に適合するかどうかといふことを監視、監督する機関がこの第七條の中央貸金審議会です。だからして、この勧告なり報告といふものはそれだけの効果があるといふ努力を要する必要があるものでありまして、そのためには、国会に法案を提案する権限のない労働大臣といふよりなものを勧告をなし、そして必要な措置をなさなければならぬといふ責任を負わせるだけではきつて不十分である、こう言わざるを得ないと思つて、これは明らかに行政官庁が、労働大臣が最低賃金をきめる現在の労働基準法の建前といふものを基礎にして、そのまゝ無批判にこの制度を取り入れたのであつて、法律の建前は根本的に行政処分によらずに、法律で最低賃金の金額をきめるという、法律になつた場合に、それに伴つて当然行わなければならない補正といふものを全然この条文ではやつてない、私としては

この批評せざるを得ないと思つて、その、一体提案者はこの案がいいのか、それとも内閣及び国会に報告する、そして内閣は必要な措置を講じる責任を規定する、こういう方がいいのか、どつちがいいとお考えになりますか。

○井堀委員 現状でいいとわれわれは考へておるわけですが、しかしあなたのおっしゃるわけですが、第七條の二項の権限といふものをより具体的に明確に、しかも積極的な意義を持たせるという御趣意に對しては、われわれはそれよりさらに修正を要求されればそれに応ずる用意のあることはこの際にはつきり申せようと思つてゐます。しかしあなたのお趣意がただそこにあるのではなくて、金額を立法的の措置に求める、ことにこの後段の方を生かして前段を要するといふ御意思であれば、むしろ逆であるといふふうに考へております。これは少し私どもの思ひ過、ごしかもしれません。

○大橋委員 私はいさゝか意味でなくて、あなたの方のこの法案といふものは全く成立を目的としたまじめな案ではない、つまりこれは一つのゼスチュアとしてお出しになつただけである。それであるから、こういう法律できめる以上は、労働者を保護し、最低賃金の額の妥当性を保障する根本的な点においてもきつて大きな手ぬかりがあるじやないかといふことを指摘すれば、それで十分だつたわけでありまして、どうせこれは成立の見込みのない案件でありますから、私深追ひはいたしません。

○井堀委員 せっかくの御注意でございますが、われわれはこの法案が自民党の方で極端な反対にあつたとは決して

てごらうも考へておりません。これから御審議によつてだんだん明らかになると思つて、先ほど大橋さんの一貫して主張されてゐるのは、現実性に乏しいといふことをしきりにおっしゃられるのですが、それは二つの点に集約して御指摘になつたようでありまして、一つは、立法技術の問題についてでありまして、これはもう正直に、率直にお答えしております。もう一つは、協力的な修正が出て参りますならば、われわれはこれを迎へるだけの用意があることをお答えしておるわけであり

それから前段で一番重要な点は、額の問題についていろいろ御批判がございました。御批判はけっこうだと思つて、特に大橋さんの所屬されておる手党は、もちろん実際の力を国会に有し、政府を構成しておる政党でありますから、ほんとうにこの金額が実際に適応しないといふのであれば、当然に高き金額であればいい、あるいは低き金額であればいい、あるいはもつと最低賃金法全体について御批判を願ひたいと思つて、先ほど金額がただ単に支払い能力、しかもこれは中小企業、零細企業の限られた問題にあることは御案内の通りであります。しかもそれはあなたもたびたび国際労働機関の勧告の精神が例外的に低いといふ点を強調されておられます。その例外的といふのは、ここに明らかにされておりますように、それが経済ベースに乗らないようなものは例外的にきつて顕著なものであります。ことに日本はソーシャル・ダンピングで国際的な屈辱を受けた歴史的な事実もあるわけ

あります。またこのことは非常に警戒をされております。でありますから、もし八千円ないしはここに過渡的に六千円をあげておられます、この六千円が現実において高いといふのなら、それはどういふ点にあるか。私どもは今言う零細企業のごく限られた数字をあげて、一・七%の人々のために日本のこの最低賃金によつて恩恵をこうむります多数の人々、しかもそれはあなたも御指摘になつておられますように、また委員会であつた御議論をなされてきましたように、かつて健康保険や厚生年金保険の論議の際にも、標準報酬がいかに低いか、これが今日社会保険制度を進めていく上にも大きな障害になつておる、こういう点について、他の場合においても論議されましたように、これは今日医療の最低の保障を受ける限界線を超つておるといふ他の事例も出てきておられます。また別にこの国会でこの間予算が通りましたニコヨン、すなわち日雇労働者の問題は、すでに予算単価として三百二十円が国会の承認を得てあなたの方の政府から出され、これはPWによつて立証されてきておるものであります。これは二十一日としても六千三百四十二円に相当いたします。われわれは最低賃金の場合は、一カ月を働く日に直しますと二十五日をもつて計算しておりますが、二十五日とすれば七千五百五十円になります。一体今日六千円の最低賃金が高いと言われるが、それはあなたが御指摘になりました年少労働者の初任給について部分的な論議がある点についてはこの法律案でも考慮いたしまして、年令で格差をつけておる点は御了解が得られると思つて、一番大事なことは、わ

こゝろい氣持を持つておる、こゝろい
答弁をしておられるわけでありませ
うが、總理大臣もやはりそのようにお考

○岸国務大臣 大体私は先ほど栗原君の御質問に対してお答え申し上げたのでありますが、蔵相が申し上ったように戦争犠牲者に対するいろいろな措置は一応これで終つたものである、従つてその方のことはこれで打ち切りたというものが大体の方針であります。もつとも、先ほど申し上げるやうにいろいろな議論もございしますので、全然もう打ち切つて検討はしないというふうな固苦しくは考えておりませんけれども、措置としては一応これで終つたものと、かように考えております。

○豊森委員 総理は、総理であると同時に自民党の総裁であるわけであり、自民党の政綱会では何でも軍人恩給と文官恩給のアンバランスを是正する問題、あるいはまた金鵄勲章の年金の復活の問題、あるいはまた土地改革による農地の問題、これは別に固執しているわけではございませんが、当時の法律で有償で分けられた土地であり、あるいはまた簡易保険とか郵便年金の戦時中あるいは戦前における積立金を現在の物価にスライドするような問題、あるいはまた占領軍が土地を買収したことに対する補償の問題、あるいは徴用工、報道班員、あるいはまた学徒動員というやうな問題を政綱会で取り上げて、これを何か対策を講じていくんだというふうなことが言われているやうに新聞でも報道されておりますが、総裁としてはあなたの党の政綱会にそういうふうな動きがある、こういうことに對していかやうにお考えでございましょうか。

○岸国務大臣 文官と軍人との恩給のアンバランスといひますかそれを是正しろとか、あるいはこの動員学徒の問題であるとかいふやうな問題に關しまして、いろいろ、今まで大体において終つたといふこと、打ち切るといふことを申しておりますけれども、検討を要するものがあるといふことは、いろいろの陳情なり国民の間にそのやうな声がございますので、調査会を作つてその問題を一括して一つ根本的に調査してみようといふ考えを自由民主党において持つてゐるやうに、私は承知いたしてあります。

○豊森委員 ちやうど法制局長官もおられますのでお伺いしたいと思ひますが、軍人恩給が復活いたします當時私が、軍人恩給の復活といふのは既得権の復活ではなかつたわけであり、かつ、どのやうにお考えになりますか。

○林(修)政府委員 あの當時の政府の考え方は、政府でどういふやうな答えをしておつたか私もはっきり、的確に覚えておりませんが、私どもの考えたことといひましては、正確な意味の既得権の復活といふふうには考えておらないわけでございます。しかし、ともかく旧軍人の恩給がポツダム政令によつて停止された、その停止されたものが占領の終了とともにある意味においてもとに返る、そういう点においてそれを調整する必要がどうしてもある、そういう意味で、正確な意味の既得権の復活といふふうには考えておらないわけであるといふことは、承知いたしてゐると思つております。

ただその既得の位置といふのは、御承知のやうに昔のものはかりにあるとしても、それに低い金額のものでありまして、それをあの當時の事情に合わせるという意味でいろいろ金額が考えられた、かように考えております。

○豊森委員 自民党の政綱会で調査をされる一つの項目として金鵄勲章の年金の復活といふことがいわれておるやうでありますがいかがでありますか。

○林(修)政府委員 私は全然そういうことは聞いておりません。

○岸国務大臣 総理大臣、いかがでありますか。

○豊森委員 いろいろお聞きしたいと思ひますが、この前大蔵大臣はもう戦争犠牲者に対する補償といひますかそういうものはこれで打ち切りたと思ひ、こゝろいふ答弁をしておられましたか、総理大臣もそのやうな答弁をしておられますか。

○岸国務大臣 先ほど申し上げました通り、戦争犠牲者の措置についてはこれで一応終つたものだと考えて措置したい、大蔵大臣が打ち切りたといひましたのはそういう意味だと思ひます。ただ、恩給等について不均衡な点であるとか何となく問題に對して検討すべきものは私はあると思ひます。それは新しく措置するとか新しく制度を作るとか何となく問題に對してありませんが、そういう不均衡を是正するとかいふやうな問題については今後検討をする必要があるだろ、こゝろいふことを申したわけでありまして。

○野澤委員長代理 滝井義高君。○滝井委員 今の総理の御答弁で戦争犠牲者に対するいろいろな補償の問題はこれで一応打ち切りた、そして過去の戦争犠牲者に対してとつたいろいろな施策の不均衡の是正といふやうなものについては國は考慮していただく、こゝろいふ御説明があつたわけでありまして。先般大蔵大臣もそういう御答弁でございました。そこで私は総理にお尋ねをいたしたいのは、戦争犠牲者に対する救済はまだいろいろ残つておるだろと思ひます。これはもうこゝで何回も読み上げたのですが、たとえば動員学徒とか、今言つた金鵄勲章の問題とか、まだいろいろあるのです。そういう戦争犠牲者の今後の救済に対する内閣の基本的な方針は、一体どういふ方向でやつていくのか、凹凸の是正といふことは、それがもうすでに行われたものの凹凸の是正をしていくといふことはわかる。しかしなお残つてゐる、たとえば地主の問題なんか残つてゐるわけでありまして、こゝろいふものはやらない。しかしそこに土地を取られたために、農地の解放を受けたために非常に困つておる地主階層といふものはあるわけなんです。これはやはり戦争犠牲者としては恩恵を受けていないですね。従つてそういう自余の犠牲者に対する救済の何か基本的な國の方針といふものがなくちゃならないのです。そういう基本方針を政府としてはどういふ方向で今後進めていくのか。

○岸国務大臣 今まで申しておるいろいろな措置の間の不均衡であるとか不平等といふものを直すといふ問題、それからたとへば今の動員学徒の問題が

一つの問題になつておりますが、これもやはり私は、新しい制度といふ意味より、これに対する関係が同じやうな、大体似てゐるやうな立場で、非常に不均衡であるといふやうな意味で、ある程度検討を要するものがあるんじゃないかと思ひます。しかしいづれにしても、そういう新しい制度として非常に大きな措置をするものについて、一応もうこれで打ち切つて、そして、今言つたやうに、すでに与えておるものの中における不均衡を是正することはある程度やらなければならぬと思ひます。あるいは同じ制度でまた同じやうな立場にあるのが漏れておるといふものも、やはりある程度の均衡をとる意味においてそれを加えるといふやうな、要するに広義の意味におけるこぼれをならすといふことは検討して参りたい、かように思つております。

○滝井委員 広義の意味におけるこぼれを直すといふことになると、これは非常に問題が出てくると思ひます。たとえば参考のためにこの前回も言つたから、もう一回言つておきたいのですが、今動員学徒、徴用工、報道班員などの援護措置といふのがあつたわけですが、それから軍人恩給と文官恩給の不均衡、これは不均衡の是正といふ問題に入らなかつた。それから金鵄勲章年金の復活といふ要求が出ています。それから農地の補償がやはり出ています。それから郵便年金、簡易保険の戦前に積んだ掛金を現在の物価に調整するといふことが出ています。それから占領軍の土地買収に対する補償といふのが出ています。それから戦時中の沈没船舶の補償といふことが出ています。こゝろいふやうにいろいろあ

○**岸國務大臣** いろいろ終戦前の問題をなにしても、御承知の通り、日本が大東亜戦争に入る前にすでにシナ東変が始まっており、その関係でシナから引き揚げてきたものとかいろいろな点で最初の基準をきめる問題もありましようし、なかなか線が引きにくい。また終戦後の政府とは違つて、とにかく当時の政府は健全な状況にあつたわけです。終戦後の、政治的な国内の事情が非常に混乱しており、また政府も薄弱な時代に引き揚げてきて非常に生活上困つたという人々と、戦争中もしくは戦争前に引き揚げてきた人々

とは、社会事情も遑ろし、当時の政府のこの措置につきましては、具体的なことはよくわかりませんが、だいたい事情が違つておると思うのです。従つてこの際はこの法律のよりなところにはつきり線を引いて措置するのが適当であり、お話のような方々で非常に生活上困つておるとかなんとか問題がありとすれば、これはむしろ社会保障制度の範囲で扱つていくことの方が適当であると考えます。

○滝井委員　今、事務当局ともいろいろ相談していただく時間的な余裕をお与えして御答弁いただいたのですが、そうしますと、これらの旧蘭領東インドネシア、マレー、シンガポール、南洋群島からの引揚者については、政府は今後特別な措置はしない、社会保険法的なものでやっていくんだ、こういうことに今の御答弁ではなるのですか。その数がどれくらいあるかわかつておれば一つ田邊援護局長の方から御答弁願いたいと思うのですが、現実な明白にそういふようになってきて、因會その他にも強力な陳情をしておるも

のを残すということになると、これが一つの導火線になる要素を持つておるといふことなんです。そうしますと、非常に厄介な問題を残して、何かうしろがみを引かれる思いでこの給付金法案を通す格好になる可能性が十分にあるということなんです。この点、政府は数をどのくらいに見ておるのか、もし数が少なければ英断を下すことも必要だと思ひます。

○田邊政府委員 大東亜戦争の開始直前にインドネシア、田蘭印地区であります。そこら引き揚げたのは五千七百名であります。それから大東亜戦争の末期に内南洋から引き揚げたのが、十八年十二月から十九年九月までであります。一、六千名を越してあります。マレー、シンガポールから帰ったのが約千名。これは陳清で、その他ビルマ地区、中南支沿岸都市から相当多数帰っているようでありまして、また大東亜戦争開始後交換船で帰ってきた邦人を加えますと相当多数に上つております。今数字的にはつきりしてゐるのは先ほど申し上げた通りであります。その他の数につきましては、私の方に資料がまだない状態でありまして、割合はつきりしたところで二万そこそこ、交換船からビルマ、中南米まで入れてもおそらく五万前後ではないかと思はれるのです。そうしますと、平均がどのくらいになるか知りませんが、二万円にしても十億、五百億のうちへ十億の割り込みといふことはそう不可能ではないと思ひます。この法案が出ても、正確にずつと把握していくと、五百億のうちから十億くらいの金は出てくるのではないかと、そうすると、あ

とに問題を残さないために、この法案が参議院を通るまでに何らかの形で五万円ならば救ふことが必要ではないかと思ふのです。これは閣議決定をして、婦女子なんかの強制引き揚げを命じ、船も持つていつてゐる。今日ある程度預金の払い戻し等やつておられますが、長年つちかつておつた自分の郷土的な住居を捨てて歸つてきたことは事実なんです。五万円くらいならばあとに残すよりも、この法案が衆議院を通るにはまだ二、三日あり、いづれ修正案その他話し合ふなければなりませんから、この際お考えをいただく方が、総理の戦争責任を解除するためにもいいじゃないかという感じがするのです。(笑聲)これは総理の腹一つです。外務大臣としても、当時外務省で引き揚げの命令その他を实地にやつた非常に詳しい役人にもいふしやうなので、そういう点をお聞きになつて、この際総理として英断を下して、厚生大臣と御相談の上やられる方がいいんじゃないかという感じがするのですが、その点どうでしょう。

○岸国務大臣 数字その他の点は今一応わかつてゐるものもありますし、まだ不明確な点もございまして、また事情等についてもなお検討してみることがあると思ひますので、今直ちにこれに含めて解決するといふ結論を出すことは早いと思ひますが、関係の役人や厚生大臣とも一つよく相談して検討してみたいと思ひます。

○滝井委員 この法案が衆議院を通るまではもう二、三日余裕がございまして、それまでに厚生大臣なり事務当局と十分御相談の上、社会労働委員会までお返事をいただきたいと思ひます。

次にお尋ねしたい点は、私がちよつともの本で読んだところによりますと、アメリカの上院で、昨年の六月であつたかと思ひますが、ダークセン法案といふものが可決されておるやうでございまして、その目的は、日独両国から没収した財産を処分して、その処分権の十分の程度を日本に返還をするといふことがいわれておるわけなんです。こういう関係は、外務省としてはどういふ御理解をされておるのか。これは私はぜひ総理に御答弁をお願いしたいといふことを秘書を通じてお願いしておつたのですが、総理がわからなければ外務省の關係政府委員の方でもけっこうだと思ひますが、そういう点どういふ工合に御理解なさつておるか。幸いに近く渡米をされることでもありまして、そういう点があれば今後やはり具体的に把握をする必要もあらうかと思ひますので、総理の御理解になつておる点を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○千葉(艦)政府委員 ダークセン法案等につきまして、お答え申し上げます。ただいまお話ししたアメリカの上院において審議中でありまして、このダークセン法案は、戦争中にアメリカにおいて敵産管理に付せられました日本及びドイツ人の財産につきまして、これを旧所有者に、それが法人である、個人である場合とを問わず、全面的に返還しようといふ法案でございまして、御存じのように、わが国は、講和条約によりまして、アメリカにありま

ものは返還すべきではないかという議論が起つて、そういう趣旨の法案が幾多出ておるわけでありまして、ただいま申しましたダークセン法案のほかにも、たとえばジョンストン法案といふものもございまして、これもやはり全面返還を企図しておるのであります。さらにヤング法案といふのがございまして、法人を除きまして、個人に対してのみ、個人の財産を全額返還すべきであるといふ法案がございまして、さらに、アメリカの政府当局が考へてゐる案といひまして、個人に限りまして、その残置財産のうち一万ドルまでを返そうといふ案もございまして、しかし、これにつきまして、詳細アメリカの国会における討議の経過を私どもといたしまして注目しておるわけでありまして、いろいろ議論が出ておるわけで、まだ今のところこの問題についてどういふ結論が出るか、見通しがつかない状態でございます。

○滝井委員 ダークセン法案、ジョンストン法案、ヤング法案、それから政府当局の案をいろいろ御説明をいただきましたが、何か私の説んだところでは、昨年の六月には上院でダークセン法案が可決されたといふことを読んだのですが、そういうことがあるのかないのか。

それから、今政府案を含めて四つばかりの案を御説明いただきましたが、その中で一番可能性のある案はダークセン法案ではないかと思ふのですが、外務当局はどういふ把握をされておるのか。

○千葉(艦)政府委員 お答え申し上げます。アメリカの国会における審議につきましては、ダークセン法案につきまして当該の委員会の決議は確かであつたやうでございまして、上院におきましても、下院におきましても、その院の院議としてきまつたといふことは、まだないやうでございまして、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、これには、ことにドイツ關係におきましては、数億ドルにわたるドイツの大きな財團系の資産が抑留されておる關係もございまして、全面的に返還すべしという議論と、それからあるいは個人だけ返したいといういふやうな議論、さらに個人のうちでも一万ドルを限度として返すことを可とする議論、いろいろ議論が分れておるわけで、私どもといたしましては、結局どうなるだらうかといふことについてはちよつと推測いたしかねる状態でございます。

○滝井委員 第二問は、今四つばかりの案の中で、どれが一番有力かといふことなんです。

○千葉(艦)政府委員 どれが有力かといふことはちよつと推測いたしかねるものでございまして、最後に申しました、個人に対して一万ドルを限度とする案といふのは、米政府当局が支持しております案で、比較的可能性が大ではないかと思つております。しかしながら、これが通れば全面返還案が通る見込みがなくなるというところで、これに対する反対も非常に強いと聞いております。

○滝井委員 今の千葉さんからいろいろ御説明があつたことを、総理もお聞きのこととさせていただきますが、今回アメリカに行かれることになるのですが、いろいろ日米間の基本的な外交上の問題をお話しになる、そのときに、私はや

はり日本が自由主義陣営に入って日米間の基本的な問題を解決をしていこうという事になれば、当然対米債務というよりな問題になってくるだろうと思ひます。これはやはり日本がアメリカに借金している、その借金を返す問題ばかりでなくて、アメリカの国内にある日本の企業の財産なり国の財産なり、個人の財産の返還を、アメリカ政府に要請をして、アメリカ政府みずから立法をする方向に持っていくことも、これは岸さんに今度アメリカに行つたときの一つの大きなみかげになるのじゃないかと思ひます。そういう点で、特に私は、このダークセツ法案その他いろいろジョンストン法案とかヤング法案、あるいは政府提案の法案とかありますが、これらのものをこの際総理にお願いをして、これはやはりやってくるべきではないかと思ひます。かといふことを考えたので、特にきょうはおいでを願つて質問をしていけるわけなんです、総理、どうお考えになりますか。

○岸國務大臣 これは御承知のように平和条約においては、日本は条約上は一応放棄しておる。それをアメリカがアメリカの国内法として、それに対するこの条約と違つた措置についていろいろ考慮しておる、こゝういふ問題であらうと思ひます。従ひまして、滝井君言われるような御趣旨として、われわれがアメリカで放棄したところのものを、アメリカが国内法で日本に返すという事がきめられることは、これは非常にけつこいなことだと思ひます。しかしただはかの問題と違つて今申ししたように、平和条約ですでにこつちが一応放棄している問題でありますから、私自身は、また外務省当局としても、これに対して十分な関心を持つてその成り行きというものは見ておりますが、滝井君の指摘されたように、私の方から直接にこの問題に対して口出しするとか、あるいは関与するといふことは適當でないと思ひます。ただし、それは言つても非公式の問題やいろいろなものがありますから、十分そのことを心得て参りたい、こゝう思つております。

○滝井委員 岸さんあるいは御承知ないかと思ひますが、実は在外財産の個人の分が千三百三十六億、企業の方が三千二百五十一億、計四千五百八十七億といふものが――これは厚生当局がわれわれに説明してくれた額なんです、そのほかに国の財産といふものがあるのです。国の財産といふものはわからないといふのです。当時占領軍の発表したのによつて七千二百億くらいあつたのじゃないかと思ひます。この数字と少し違ひますが、私は一応厚生省のものを基礎にするけれども、一体この中でアメリカにある在外財産は幾らあつたのか、それを御存じありませんか。

○千葉(徳)政府委員 米貨にいたしまして約六千万ドル、そのうち個人に属する分は約四分の一、法人に属する分が四分の三である、そういうふうに承知いたしております。

○滝井委員 六千万ドルといふと今の日本にとつては相当な額になるのです、これは憲法二十九条との関係がこゝに出てくると思ひます。なるほど吉田さんがサンフランシスコの講和条約に行つて、日本の在外財産は賠償には充てないといふことを放棄してきた。ところがアメリカの国内は、私有財産はやはり重んじなければいけないのだという立場をとつて、今日日本に一部あるいは全部を返さうといふことで、少くともアメリカの上院なり下院なりで具体的な法案となつてそういう世論が起つておるのです。これは私は見落してはならぬと思ひます。一方日本においては、明らかに私有財産であるその在外財産は、日本の総理大臣が行つて放棄したにもかかわらず、日本の引揚者には在外財産の補償はしないのだ。今度二万八千円とか七千円とかいつてやる給付金は無性格のものだといふけれども、見舞金とか手切れ金とか何かからぬけれども、大した性格のないものだといふ形なのです。そうしますと、放棄したといつても、アメリカの国内ではこれはやはり補償しなさい、返しましなさいといふことと補償といふこととちよつと違ひますが、とにかく返してくれるという世論が起つておる。日本の国内は、それは放棄したのだから、要りませんとは言われないけれども、今岸総理が、おれの方は非公式のところでは言ひが積極的にくれとは言われないのだと言われた。そうすると、アメリカの国内でせつかく言つてくれる言葉と日本の政府のものの考え方が食い違つてくる。これは食い違ひを必要はないと思ひます。憲法二十九条には、財産権は、これは侵してはならない。財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。といふことを書いてあるわけですが、そうしますと、アメリカの国内で

も私有財産は尊重する、日本の財産は今度は返してやるのだという世論が出ているのに、われわれの方が放棄してそれに何も言わぬといふのはおかしいと思ひます。その間日本の憲法のこの規定の考え方をやはり貫いていくことがこの際必要ではないかと思ひますが、そういう点どういふお考えですか。

○岸國務大臣 先ほども申し上げました通り、アメリカがアメリカの国内法の措置として当時の私有財産に対して日本に返すといふことをきめて日本に返すならば、それは歓迎すべきことであり、けつこいなことだと私は思ひます。ただ私の申ししたことは、条約上、われわれの方で放棄して向うが自由に処分できる、それに対しては一切文句を言わないといふ建前になつておるものですから――今滝井君はそれがアメリカの世論であり、アメリカでもつてそういう何になつておるのだといふふうに論断されておりますけれども、とにかくそういう法律がどちらの院も通過したといふところはまだはつきりしておらないのでありまして、そういう場合に正面からこの問題を持ち出して話し合ふといふことは適當でないだらう、こゝういふことを申しておるわけでありまして。

○滝井委員 岸総理のさいせんからの御説明にもありましたように、当時吉田総理は在外財産は賠償に充てない、請求権を放棄したのだ、こゝういふことになつておりますが、一体国が放棄をした私有財産に対しては憲法二十九条の建前からいへば何か見てやらなければならぬ、何らかの形でやはり補償しなければならぬ。ところが今度のこれは財産の補償ではないのだ、こゝういふことなのです。そうしますとその関係は総理は一体どうお考えになつておるのか。

○岸國務大臣 私は政府なり国が補償義務があるかどうかといふ法律的問題としては、法律上の義務はない。今憲法の規定の解釈であります、これは法制局長官からお答えすると思ひますけれども、それが適用されて補償の義務があるという解釈にはならないように思つておるわけでありまして。従つて今日の引揚者のこの給付金も、そういう意味における法律上の補償義務に基く補償ではないといふことを申しているわけでありまして。

○林(修)政府委員 今のは憲法上の問題でございますので私からお答えいたしますが、これは従来平和条約ができまして以後、政府といたしましては、これが憲法二十九条三項の問題になるかならぬかといふことにつきましては、大體一貫して二十九条三項の問題ではあるまい、かやうにお答えしてきているわけでございます。と申しますのは、結局これは平和条約の規定から申しまして、要するに連合国側が自国の中にある日本の財産、こゝういふものを勝手に処分する、清算するといふ規定でございます。日本側としては、政府としてこれに対して文句を言わないう、いわゆる在外国民に対する外交的保護権を行使しない、こゝういふことを約束したものと考へております。日本政府がみずから手を下して国民の財産を取り上げたといふものではない、こゝういふ意味におきまして、憲法二十九条三項には當らない、こゝういふことを言つておるわけでありまして。この点に

つきましては、御承知のように在外財産問題審議会においてもいろいろ検討がございまして、結局あの答申を見ましても、法律的に補償義務ありやいなやについては両論があつて、意見の一致を見なかつたということになっております。そういうことになつておるわけでございます。今度の法案もそういう法律上の補償義務というものを前提にしないで、生活の基盤を失つたというところについて非常にお気の毒である、こういうところから給付金を出そう、そういう政策的見地に立つて給付金ということになった、かように考えているわけでございます。

○滝井委員 この法律の給付金を出す立場はわかります。私の言っているのは、一応この法律を離れて、今あなたのおっしゃつたように、日本の国は在外財産の請求権を放棄した、従つてその場合に憲法二十九条の三項には当らないと思ふが、在外財産問題審議会は両論があつたということですね。この両論があつたということは、この法案とは別に、意見が対立をして、どちらが確率は五〇％ずつだということなんです。そういう論議のあるときに、一方的にあなたが在外財産の補償というものはやらないのだという断定を下すことは早計だと思ひます。従つてそれはあくまでも同じペンディングの問題であると言つたならば話はわかる。しかし二十九条の三項からこの断定というものは出てこないと思ひます。出てこないからこそ在外財産問題審議会に両論があつた。これはあなたの言われるようにびしと出てくれば、審議会も出てきているはずなんです。出てこないからこういう給付金という補償であるよ

うな補償でないような形でお茶を濁さなければならぬということになつていふと思ひます。従つてこれはもう少しそこらあたりを明白にしておく必要があるのではないかと思ひます。

○林(修)政府委員 従来の政府の考え方は、先ほど申し上げました通りに、私どももいたしましては憲法二十九条三項に基く補償の義務はないという考え方をとつておるわけでありまして、その根拠は先ほど御説明いたしました通りでありまして、ただ在外財産問題審議会において両論があつたことは事実でございます。答申にもはつきりそういうことが出ておるわけでありまして、これは両論あつたことはもちろん間違ひのない事実でございますけれども、私どもと申しますか、政府といたしましては法律的理解をお尋ねいただければ、ただいま申したように法律上の義務はない、かようにお答えすべきだろつと考へておりました。そういうところをいろいろ考へてこの法案になつたのだ、かように考へておるわけでございます。

○滝井委員 多分昭和二十六年の十一月の平和条約の批准の臨時国会だつたと記憶いたしますが、当時の法務総裁大橋さんは、在外財産は日本の憲法の施行地域外で請求権の放棄が行われたのだから、従つてこれは憲法違反じゃないのだといつておるのです。当時の大橋さんはさいぜんまでおつたのです。今、そのおつちやつておる。あなたの今、その見解とちよつと違ふんです。○林(修)政府委員 私も記憶いたしておりますけれども、当時の大橋法務総裁は私のたゞいま申し上げました趣旨を根拠としてお答えになつておつたは

ずでございます。そのいろいろの議論のところ、憲法の施行地域外ということも確かに言つてはおります。それは先ほど来私が申しましたように日本人のたゞえはアメリカならアメリカにありませう。財産は、実は日本の法律の適用を受けないものではございせん。これはアメリカ法に基いて成立している財産でございます。これをどうするかという問題は、アメリカの憲法上の問題でございます。アメリカの憲法上それができるかできないかという問題だと思ひます。たゞえは条約上日本がこれに対してはたゞえは条約上の保護と申しますか、そういうことを放棄したということ、一つの考え方としては、あるいはそれ以前からでありまして、日本人の財産は実は没収したわけでございます。これはアメリカの純然たる国内法の問題で、これに対して普通なら国際的にも私有財産といふものは尊重せらるべきものでございまして、日本政府といたしましては在外国民に対してのそういう不当な取扱ひは困るという抗議すべき立場にあるのでございまして、それを敗戦という事実に基づきましてあの条約でそういうプロテクトをするというふうなものを放棄したというのが、平和条約第十四条の建前であらう、私たちがそういうふうな考へておりました。そういう法律構成から申せば、日本の憲法で日本の国内にある財産を没収したという問題ではない、従つて純粋な法律上の考え方から言へば憲法二十九条三項には当らない、こういうふうな私たちが考へておるわけでありま

す。○滝井委員 当時の平和条約締結のときの状態を見ると、イタリアの平和条約には割譲地域の私有財産に対してはイタリアの政府が補償することになつてゐるわけですね。初めのダレス案には明らかに割譲地域の私有財産で、領土割譲によつて損害を受けたのは日本政府が補償するということがあつたらしいですね。それは当時新聞にもそういうことが書かれたことがあるのです。そういう経緯から考へまして私が問題にしたいのは、それじゃこういう場合は総理はどういう処置を今度おとりになることになつたのでしょうか。講和条約のない地域はまだ在外財産があるわけですね。その講和条約を日本が締結してない国が、お前の方の在外財産は全部おれの方の国の賠償に充てよう、こうなつた場合にその地域の在外財産は国が補償するかどうかということなんです。

○岸國務大臣 今おあげになつたような事例の法律的構成を考へてみますと、向うにある財産を向うの国が一つの賠償に充てるという処分をするわけですが、平和条約に基いてやるという場合には平和条約のさつきからの解釈になるでしようし、平和条約なしに勝手にそういうことをやる、そしてそういう取りきめをするということになつても、やはり平和条約に調印をした場合と同じように考へて、日本の政府に直接に補償義務が生ずると解釈すべき根拠はないように私は考へます。○滝井委員 それは向うが勝手に充てるといふことならばこれは没収で、何でも今までのものと大して違ひはないわけですね。ところが日本と話し合ひの上でお前の方の財産といふものがおれの

方には二十億圓ばかりある。だからそれを一つ賠償に充てましよう。日本も当然向うが充ててくれるというのを、賠償に充てる必要はない。お前の方は没収しておきなさい。私の方は二十億圓別に払いましようというはずはないのです。向うが二十億圓賠償に充ててくれるということになれば、当然せむ賠償に充てて下さいということになる、これは当然の常識です。その場合に二十億圓の会社なり個人なりの財産というのは一体どうなるのかということなんです。これは国が補償することになりはしないか、こういうことなんです。それとも今言つたやうな理論で、政府では充てるといつても補償はいたしませんといふことになつたのかどうか、ちよつとそこを……。

○岸國務大臣 その点は今と同じことじゃないですか。平和条約でもつてその国にあるところの日本の私有財産の処分をその国にまかせる、それを没収するなり、その他のものに使ひなり一切その国にまかせる、その場合にわが方は文句を言いません。それがちよつとサンフランシスコ条約のきめ方なんです。そういう条約に日本が同意した場合には、さつきから言つてゐるやうに日本政府に補償の義務はない、こゝろ解釈しているのですが、その解釈について議論のあることは私もあると思ひます。あると思ひますけれども、政府はそういう解釈をとつてきているわけですね。それと同じことになりはしないですか。そういうふうな没収するのになしに賠償に充てるといふことも、その処分に対してその国がいろいろ処分する一つの処分の方法であつて、それに対して日

本側から文句を言わないという場合には、法律的に解釈すれば同じことになるのじゃないかと思ひます。

○滝井委員 私はそれは少しは違つてくると思ふ。というのは、たとへばAという国から日本に対して二十億円の賠償の要求があつたといふと、

そのうち十億円だけは君の国の企業が個人の在外財産というものが自分の国にある、だからこれを一つ充てましよう。あと残りの十億だけは役務なり現金なりその他でやつていただきます。こういうことに向うが要求してくれば何れも二十億くれというものを、日本の方からいやいや十億というのはあなたの方がとつたのだから別に私の方は十億出しましようといふことは言ひ必要はないですよ。だから一つ十億を賠償に充ててくれ、あとの十億は役務なりあるいはそのほかの現金なりあるいは貿易等の物資で提供いたします。こういうことがはつきり締結されれば、これは賠償に充てた十億というものは、今総理の言うようにアメリカあたりで没収されたものとは違ひ、向うは没収とは言つていない。

今度正当に賠償の形で充てますといつてゐる。だからそうなる、その在外財産というものは賠償に充てられたものについては、当然国が補償しなければならぬのではないか、こういうことなんですよ。

○林(修)政府委員 今おつしやうたよりなことになりますと、賠償を十億なら十億と定めて、その範囲である財産をビック・アップしてとるといふやうな關係が非常に密接になつて参りますと、平和条約の場合と多少事情が違ひ

ことはおつしやる通りであります。しかしそれだからといって、直ちにこれが日本の憲法の二十九条三項、あの規定にすぐ當るかとおつしやられればやほりこれは形式的には當らないんじゃないか、私はこういうふうに向うわけでありま。ただ国内の政策的措置として、賠償のかわりにとられたのだから非常に気の毒だから何とかしななければならぬという問題はあると思ひますけれども、法律的に憲法二十九条三項に當るかとおつしやれば、私は形式的には當らないのじゃないか、もちろんこれはいろいろ議論は立つと思ひますけれども、私から申せばそういうふうに向うべきものでないかと思ひわけでありま。

○滝井委員 そうしますと、結論的に申しますと、今後講和条約の行われていない地域においても、在外財産といふものについては一切政府は補償しないのだと、こういう建前には、今のよる議論を展開していけばなりません。そうしますと、日本の国内法におきましては、在外財産を補償するような法律上の根拠といふものは何もないのですか。

○林(修)政府委員 国内法においてあるかとおつしやれば、私はないのではないかと思ひます。在外財産といふのはあくまでその国の法律に基いて成立する実財産で、その国でその国の憲法上あるいは国内法上無償で取るといふことができるかでないかという問題が第一に考えられ

ると思ひます。ただ國際的にも私有財産尊重の原則はあると思ひますから、平時であればそういう場合には当然政府としては嚴重な抗議をして、それに対す

る賠償を政府が国民にかつて取るといふやうな努力をすべきものだと、普通にはこう思ふわけでありま。しかしその場合でも、その努力をしたけれども取れなかつたという場合には、直ちに政府に憲法二十九条三項の補償義務が出てくるかとおつしやれば、これは私は直ちには出てこないと思ひます。ただ政府の努力が足りないといふところに、国内的に何とかめんどうを見てやらなければならぬという道義的の申しますか、もう少し広い意味の責任は、これはあると思ひます。直ちにこれが憲法二十九条三項に形式的に當るのだとおつしやれば、私は當らないのじゃないか、かように考えるわけでありま。もう少し広い意味の道義的とい

いますか、社会的、政策的の責任といふものは、私はそういう場合にはある得るのだと思ひますけれども……○滝井委員 これは大へなこと、道義的、政策的な責任以外にはないといふことになる、今後やはり日本の海外活動をやる場合に、これは在外財産といふものは非常に不安定な状態にさらされるという、こういう格好になつてくるのです。こういう点はよくわかつて参りました。今後これはわれわれも研究さしていただきます。あなた方もやはりこれを法の旨点として研究する必要があるものでないかと思ひます。

次に、最後ですが、今度この引揚者給付金等の支給法で大体五百億の交付公債が出ることにになりました。一体こういう五百億といふまとまつた金が三百万をこえる引揚者の皆さんに零細な金として、七千円から二万八千円までに細分されて引揚者の皆さんあるいはその遺族の方に渡ることにな

るのですが、こういう大風のときに灰をまくやうな形で金をまくといふことが果していいかどうかということなんです。もう金をやるべきがきまつたことについては異議はありません。しかしそのやり方です。この金をただそういう工合にやりつづけるのがいいのか、そこに何らかの形で政府が引揚者の団体等と十分相談して、この五百億の金を引揚者の皆さんに遺族の皆さん方がむだに使われないやうに、いゆる高利貸のえじきになつたり、あるいは証券ブローカーのえじきになつたりしないやうに、何らかの形で御指導を引揚者団体等の援助によつてやる意思があるのかどうか。この給付金の法案が通つてお金をばつと皆さんにやれば、それで一切の政府の責任は終つたといふことになるのかどうか、そういう点どういふ工合に政府は、この法案を通したあとのその金の行方について、運命について考えているのか、これは非常に大事なところですよ。

○岸國務大臣 これは、いわゆる在外財産の補償問題審議會を作つて、その答申によつて今回の措置をしたわけでありま。その際も今滝井君のお話のやうな議論、数が多いから全体に分けると比較的零細な金になる、そういう方法でなしに、何かまとめて、引揚者団体のために何かの施設をした方がいいのじゃないかといふやうな議論もあつたやうに聞いておるのであります。しかし政府としてはいろいろの点を考究して、これがさつきから申し上げてゐるやうに、引揚者の諸君の單純な賠償、補償という意味ではなしに、むしろこれらの人々が生活の根柢を失ひ、日本において生活の再建をする

するための給付金として渡す以上は、やはり各個人といひますか、引揚者に渡ることがいいのだ、そうしてこれを利用する道としては、国民金融公庫を利用して、これがほんとうに当該引揚者の生活再建のために役立つやうに使われるやうには十分考慮して、い、こういう立場をとつたわけでありま。

○林(修)政府委員 さっきの滝井先生の御質問に対して補足してお答えしたいと思ひます。先ほど外国にある財産権が非常に不安じゃないかといふことでございましたが、たとえば平時においては輸出保険法というやうなものもあります。あるいは為替リスクの保障をするやうな法律も現在できております。それからまたある国と内国民待遇、最惠國待遇といふやうなことを条約上取りつけておけば、そういう不安もだんだん解消されるわけですよ。しかし戦争になりますといふやうな問題がございまして、そういう場合に備えて国内立法で、たとえば保険制度でやるか、あるいはその他の保障措置でやるか、それは国内措置として考えるべき点があると思ひますので、ちよつと補足しておきます。

○滝井委員 これで終ります。そういう点で一つ考えてもらいたいといふことです。それから今の総理の御答弁は、結局零細な七千円とか最高で二万八千円ですが、これは個人にやるということは、法律ではつきりしてゐるのです。私は引揚者団体というものが全體的に作られていて、いろいろな調査に協力してゐる。従つてまあそういう団体があるとなれば、何かそういう団体を活用しながら——その個人に金を

ずつとやつてしまふということは、法律の建前であるから、当然そうではなくてはならぬ、しかし一人々々の手に渡ったその零細な金を何か政府の指導でもつと引揚者が有効に立ち上るような、たとえばこの前池田大蔵大臣は資本団体というようなものを作るといふ動きもあるんだというようないふ御説明もあったのであります。そういう動きがあるとすれば、内閣として何かここに——五百億の金なんですからその五分の一がまともなもので相当なものです。そういう引揚者の大きな団体もあるし、五百億という金もあるのですから、一人一人に渡すということは建前であるが、何かそこに政府が創意工夫をやるならば、もつと有効に、たとい一人一人に渡すにしても、渡った金が有効に使えるのではないか、そういう何か具体策でも、政府はこの法案の通ったあとの対策を考えたことがあるかどうかということなんです。

○岸国務大臣 御趣旨の点は、非常にごもつともな点があると思うのです。今までのなにかから申しますと、まだ具体的にそういう動きも、はっきりしたものもまだございませぬし、またこれもよほどしつかりしたなをしないと、せつかく国からそういう金をもらつて、うまくいかぬために非常な迷惑をするというやうなことも、これはいかぬことでありますから……。しかしとりあえず今申し上げたように国民金融公庫のワクを広げて、これらのために特別措置を講じて、それが有効に使われるやうなことは、一応考えております。しかしさらにもう少し、今お話の通り、あるはんとりにまともな、大きな有効な事業をやろうとか、こういう方向でな

にしようということが具体化してくるやうなことであれば、政府としてはそれが正しく、またそれらの加入する人々の利益になるように、これはやはり政府としても十分考えて指導しなければならぬと思います。

○滝井委員 ぜひそうお願いいたします。それではこれで終わります。ありがとうございます。

○野澤委員長代理 ほかに質疑はありませんか。——質疑もないようでありますので、本案についての質疑は終了したものと認めるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○野澤委員長代理 御異議なしと認め、そのように決しました。

次会は明十一日午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

第二十九号中正誤

頁	段	行	誤	正
二	一	六	そう失	喪失
二	三	三	所得をえた	所得を得た
二	四	三	そう失	喪失
社会労働委員会海外同胞引揚及び遺家族援助に関する調査特別委員会連合審査会議録第一号中正誤				
頁	段	行	誤	正
一	三	三	そう失	喪失
一	五	三	所得をえた	所得を得た
二	二	四	そう失	喪失